

平成24年第4回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成24年12月 5日
 本日の会議 平成24年12月 6日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒 井 通 博 君 議 事 課 長 村 山 和 聡 君
 参 事 浜 野 洋 子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	建 設 部 長 鈴木 典秀 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	教 育 次 長 勝本 真二 君
政 策 推 進 室 長 松添 高明 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
財 務 課 長 宮崎 望 君	管 財 課 長 山下多喜男 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君
企 画 課 長 松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長 浜口 務 君	管 理 課 長 吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 谷口 一美 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君
会 計 課 長 酒井喜代彦 君	

会議録署名議員

3番 内村 博法 議員

5番 分部 和弘 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時58分

平成24年第4回長与町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年12月6日(木)

午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	-	一般質問	

付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順6、安部 都議員の 障害者福祉ノーマライゼーション社会の構築についての質問を許します。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

皆様、おはようございます。本日の1番バッターであります安部でございます。

本日は、障害者福祉ノーマライゼーションの社会の構築について質問をさせていただきますが、このことは障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本法の考え方をいいます。多くの障害者の方は一人で行けない不便なところはたくさんの方のヘルプが必要とされます。助けていただくことに深い感謝をし、そして済まなさも感じています。決して人々の助けに当たり前だとか傲慢な考えをしている方はいらっしゃいません。私も多くの方に助けられ、支えられて生きています。むしろ、心の奥底に悲しみや苦しみやつらさを閉じ込め、意を決して社会に出て、皆様と同じように生きたい、同じ苦しみの方々を手助けになればという思いだけで社会復帰を目指しました。私も健常者から障害者へなったとき、人の助けがないと一人では自由に生きられないつらさを経験しました。だから、一人でも多くの方にこの社会を、この長与町を思いやりのある福祉の町にさせていただくために御理解を御協力を賜りまして、本題に移らせていただきます。

2006年4月、障害者自立支援法が施行されまして6年が経ちました。現法律は、障害者などから多くの問題と指摘を受け、時間をかけ議論されてきました。その結果、これまでの名称を障害者総合支援法に改正され、また、ことし10月、障害者虐待防止法が施行されました。

そこで本町のこれからの障害者福祉施策についてお伺いをいたします。

障害者総合支援法改正に伴う障害者施策について。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法に改正後の概要と総合的施策についてお伺いをいたします。

障害者虐待防止法の施行について。ことし10月からこの法律が施行されました。本町での障害者虐待防止法についての取り組みをお伺いいたします。

町営住宅と障害者の住宅リフォーム事業について。町営住宅の現状と障害者が住めるための住宅リフォームの検討はないのかをお伺いいたします。

長崎県の障害者差別禁止条例制定に伴う本町の施策について。現在、長崎県の障害者差別禁止条例が制定されようとしています。この条例に基づき、今後の本町の取り組みと見解をお伺いいたします。

障害者の就労場所の確立とその総合的支援について。現在、障害者の働

く場所と障害児・者の永久的居住の場がないのが現状であります。長与町での特産物を地産地消に生かし地域の活性化を図り、農園レストランの建設を実現し、そこで障害者の働く憩いの場の提案をしたいと思っておりますが、それについての御協力の考えはあるのかお伺いをいたします。

答弁をよろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

安部議員から御質問がありました障害者福祉ノーマライゼーション社会の構築についてということでございますけれども、1番目に御質問の1点目の概要といたしましては、平成23年7月に成立しました改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた基本的人権を享有する個人としての尊厳を明記し、障害福祉サービスに係る給付に加え、新たに地域生活支援事業による支援を総合的に行うことを法律の基本理念とされておるところでございます。

制度の谷間を埋めるため、障害者の範囲に難病等に加え、サービス基盤の計画的整備、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業が平成25年4月1日施行となっております。

また、障害程度区分を障害の多様な特性等に応じて支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改めることや、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護と共同生活援助の一元化、地域移行支援の対象拡大につきましては平成26年4月1日施行となっておりますが、具体的な制度の内容については、まだ国の方から示されておらない状況であります。

町としましては国の動向に注視し、具体的な内容の提示を受け、法に基づいて実施する予定でございます。

2点目につきましてです。障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要だと考えております。その視点で、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的に障害者虐待防止法が平成23年6月に公布され、平成24年10月1日に施行されたところでございます。

本町では、施行に合わせ、福祉課での対応及び相談支援事業者1カ所に委託契約を締結し、通報、相談等の体制をとっておるところでございます。また、以前より相談、支援に努めてはまいりましたが、さらに町の広報誌による周知や医療、福祉、教育、障害者団体などの関連機関に対する周知活動も行っているところでございます。

3点目でございます。本町における町営住宅は、岡岬町営住宅、西高田町営住宅、東高田町営住宅の3カ所で、合わせて164戸でございます。

本町における町営住宅は昭和53年から平成6年にかけて建設され、障害者用として建設されたものではございません。

御質問の町営住宅における障害者住宅リフォームにつきましては、古いもので建設から約30年以上を経過しており、今後大規模な修繕等が必要になるものと考えられております。そのため国庫補助事業の条件として公営住宅等長寿命化計画を策定し、予防保全型の修繕計画により、今後維持管理を行っていかねばならないところでございます。

御質問の障害者の住宅リフォーム等につきましては、計画策定完了後に研究をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、障害者の住宅改造費助成事業につきましては、身体障害者手帳所持者のうち一定の要件を満たす方を対象とした助成事業を実施をしております。

4点目につきましては、県議会の条例制定検討協議会において、平成25年4月1日施行に向けて、パブリックコメントや意見交換会などにより内容調整等が行われております。この条例は長崎県が障害者に対する差別禁止について制定するもので、この条例に基づく特別な取り組みは考えておりません。

本町としましては、今までどおり差別がない対応に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

5点目でございます。障害がある方への就労支援につきましては、長崎労働局ハローワークの事業として障害者就業・生活支援センターながさきで実施しており、地域の就労支援の啓発活動や在職者の職場定着促進の充実を図っております。

ハローワークが主催する長崎地域障害者雇用連絡会議において現状把握や意見交換、対応の協議等を行い、情報の共有に努めております。また、障害者自立支援法の就労移行支援、就労継続支援を福祉施設等で実施をしております。

長与町の特産物を地産地消に生かし地域の活性化を図るレストランを建設し、障害者の働く場などとする御提案に対する協力についてでございますけれども、そのような施設ができれば障害者にとっても有効な場と考えられます。町としましては、関係する部署との連携を図りながら、農協等の紹介や障害者に対する就労案内等は、可能であると考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

それでは再質問に移らせていただきます。

今、町長からの答弁がありましたように、障害者総合支援法は目的、趣旨、概念というものが6つ盛り込まれまして、尊重されるすべての国民が障害の有無にかかわらずに尊重され社会的障壁をなくすということで、目的が盛り込まれましたけれども、また地域移行支援、精神の病を抱えてる方たちが病院から地域に移行させましょと、退院させて移行させましょという国の目的がありますけれども、それと地域生活支援事業が追加されました。これ

らの2つの事業については、国からの指針がまだはっきりとされてないということなんですけれども、本町としてはこれらの地域移行支援について、また地域生活支援事業についても何らかのお考えはないのでしょうか。

議長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

お答えいたします。現在、答弁にもありましたように、国からの方が内容がわからない状態ですので、それに、国の方から示されましたら、それに合わせて対応をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

この法律は26年4月1日から一応なりますので、そのほかのものは25年、もう来年の4月から施行ということになりますね。その間、もう1年、2年足らずしかないわけですので、しっかりとこの地域移行支援というものを本町でも考えていただき、施行に至るように、障害者の方たちを受け入れることができるようにしっかりと受け皿をつくっていかなければならないと思うんですね。

そこで、全国で320万人の精神の病で入院された方がいらっしゃいます。そして、毎年35万人の患者が増加しているという現状であります。地域で支え合って、そして地域で見守りをしていく、そしてこのケアをして再入院をさせないように支えていかなければいけないという国の施策の方針でございます。孤立をさせないで障害者のケアホームやケアグループなどを拠点として設置をしていかなければならないということなんですけれども、これから先そういったケアホームとかケアグループとかいうお考えはこの先ありますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
田島生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

ただいまの御質問の件なんですけれども、先ほど福祉課長が述べたとおり、まだ国の方がきちんとした施策というかそういう目標をまだ持ってませんので、うちとしましては今言われたようなケアホームのグループホームへの一元化とか重度のそういう障害を持った方よりどころ、そういうのにつきましては、考えは持ってるんですけども、まだちょっと表には出せないという形でございます。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

今のところは段階でははっきりされてないということなんですけれども、地域移行に当たりましては、指定一般相談事業は長崎県の地域生活定着支援センターが行います。そこは南高愛隣会とかの、例えば障害者が退院した場合、

南高愛隣会などのホームへ紹介されるということだったんですけども、サービス利用計画などを策定する指定特定相談支援事業は市町村がこれから指定して相談体制の整備というものを行っていきますけども、その地域精神保健医療体制の構築に向けた対策をお聞かせ願えますか。

議長 (山口経正議員)

田島生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

先ほども言ったように、まだちょっと国の方の分がはっきりしてないんですけども、関係団体、いろんな障害福祉のサービスを行う団体とか、いろんな講演会とか等で手話サークルさんとか、そういう方が手伝っていただいているんですけども、そういう方々と連携をとりながら今後研究進めていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員に申し上げます。発言の際には意思を示すためにはっきり呼称をしてから手を挙げてください。

安部議員。

2番 (安部 都議員)

この地域支援事業は、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。この研修や理解を深めるための、来年はぜひこの啓発活動というものをさせていただきたいと思いますが、その計画はおありでしょうか。

議長 (山口経正議員)

西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

啓発活動等については具体的な内容はまだ決めておりません。以上です。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

啓発活動は具体的には示されていないということですが、これはぜひ、もう来年度から進めていただきたいと思いますと思ってるんですよ。やはり障害者の差別、偏見をなくすためには、この地域で皆様方にやはり啓発活動をしていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、障害者の範囲といたしまして、難病が新しくこの制度に加味されることになりました。そして、難病の障害者の手帳の交付に当たりまして、認定区分を受けてサービス利用計画書の策定が必要だと思っておりますが、これに対するどんな資格の方が策定し育成を行っていくのでしょうか。

議長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩 9時52分～9時52分)

議長 (山口経正議員)

会議を再開します。

西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

申しわけありません。先ほどから申し上げてますように、制度等の中身がはっきりしてない状態ですので、一応、予定としては当然福祉課内で対応していくものとは考えております。ですが、内容等につきましてはまだ制度的なものがわかりませんのでちょっとお答えできません。以上です。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

内容的なものはまだはっきりしてないといけないということなんですが、しかし、この法律は、難病を加えるというのはもう昨年度からもずっと国の方からでも言ってまして、そして、今度の4月1日からもう施行されるようになっておりますので、今の現状でわからないという言葉はちょっと意に反するわけでして、そこら辺のところはしっかりとそのサービス利用計画をする方たちをだれがされるのかというしっかりした根拠がないとやっぱり、さあ今からしますよといっても取りかかりはできないと思うんですね。そのところはどうかね。

議長 (山口経正議員)

西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

難病等を対象にということで、難病というのが治療方法等が確立してない疾病、その他の特殊な疾病ということで政令に定められてるものなんですが、症状等の変動で障害者手帳の取得ができないとかありますね。その方たち、要するに難病認定された方についての従来の方に対応する障害の福祉サービスを提供するよということですので、最終的には現在の自立支援法に基づいたような方向のサービスになるのかというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

自立支援法に基づいたというのはやっぱり違うと思うんですね。難病というのは、やはりまた特殊、障害者とはまた違って特殊な病気の方たちがたくさんいらっしゃいますので、そのサービス利用ということも非常に細かい困難な、この人はどういった病気かということに、やっぱり重度の方もいらっしゃいますし軽い方もいらっしゃいますけれども、それぞれに特殊があると思うんですね。それで、現在130特定疾患のうちこれまで56特定疾患が補助の対象でしたけれども、今後どのくらいの方が対象となるのか、それもわからないんですか。

議長 (山口経正議員)

西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

対象になる方についてはまだ把握できておりません。

議長 (山口経正議員)

2 番 (安部 都議員)
 特定疾患の方、私が一応調べたところでは、この130特定疾患がもうすべてが対象となり、そしてまた、予定では300を超える疾患の方たちが対象になるのではないかというふうに、国の施策でそういうふうにちょっと調べましたけれども、わからないということなんですね、今のところは。

議 長 (山口経正議員)
 西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 町内対象の方はどれだけか、今のところ把握しておりません。

議 長 (山口経正議員)
 安部議員。

2 番 (安部 都議員)
 そのところはまたしっかりと、何人ぐらいが対象に、その難病が、現在のどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 しばらく休憩します。
 (休憩9時57分～9時58分)

議 長 (山口経正議員)
 会議を再開します。
 田島生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)
 数字につきましては、済みません、ちょっと手元に資料を持ってきてないものですから、もし質問となれば後ほど御説明させていただきたいと思うんですけれども、先ほどから課長も言いますように、施行は25年4月なんですけれども、まだ研究の段階ということで国の方からきちんとした方針が来てないものですから、ちょっと私どもとしましてもきちんとした返答、施策をまだ打ってないという状況でございますので、その点はお許し願いたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
 安部議員。

2 番 (安部 都議員)
 それでは、今後、早急に向けてその施策をしていただきたいと、取り組んでいただきたいと思います。
 それから、地域移行支援の対象拡大で、知的障害福祉法では後見人などが新たな支援者が必要とされると思いますけれども、この知的障害者福祉法の後見人につきましてはどういう形になるのかおわかりになりますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 田島生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)
 済みません、私ども、今回の総合的な改正の中でその付近がちょっと把握

してないんですけれども、再度、もうちょっと詳しくお願いいたします。その内容的なもの、御質問をですね。私どもの資料の中にちょっとないものですから、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

例えば、知的障害者の方たちは、例えば御両親がいらっしゃらないとか、片親であって先に亡くなられたりしたときなんかは、御自分が持ってる財産とかその管理とかいうことができなくなったりするわけですよね。そういうときに、やはりその知的障害者の方たちに対する後見人といたしまして、新たに管理、財産、そういうものを管理する後見人というのがつけられるというふうに思うんですけれども。おわかりになりますかね。もうわからなかったら結構です。

議長 (山口経正議員)
田島生活福祉部長。

生活福祉部 議長 (田島弘明君)

済みません、その知的障害者関係は把握はちゃんとしなさいということで来てるんですけども、そこまで後見人関係の部分についての指導がちょっとありませんものですから、今後勉強させていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

本町でも知的障害者の方たちたくさんいらっしゃいますので、これは重大な施策、これから取り組んでいかなければならない問題だと思うんですよね。よろしくお願いいたします。

それでは、障害者虐待防止法の施行についてお伺いいたします。これは第1条として、目的として虐待の禁止や予防、早期発見の保護だけでなく、家族の負担軽減によって虐待を防止して、それらによって障害者の権利を養護すると明記してあります。この法律は、障害者の虐待を発見した人に、先ほど町長からの答弁もありましたように、通報義務が課せられて、通報を受けた方の安全の確保を行うなどということになりますけれども、対象者は障害者の手帳を持っていない方も適用されるということです。

それで、第32条の市町村は24時間緊急対応で市町村障害者虐待防止センターを設置しなければなりません。今回の設置に至ったわけなんですけれども、通報を受けた際、虐待防止センターに連絡が行くと思いますけれども、役場としての具体的機能体制についてお聞かせください。

議長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

お答えいたします。答弁にもありましたように、福祉課と、それと相談事業者1カ所を委託契約により、その通報等の相談対応を行うようにしており

ます。

それで、障害者虐待防止センターという名称での表示はしてありませんが、福祉課内でその対応を行っております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

この相談内容の設置場所は、現在3つですね。本町の役場と福祉課と、それから指定支援相談員のなごみの里ですね。これは町の委託であると思いません。それから、長崎県の障害者福祉課内に3つございます。なごみの里の方にお聞きいたしましたら10月1日から指導しているということで、夜間、週末ですね、2人で対応をしていると。そして24時間365日、この方たちが交代で行っているわけですがけれども、本町につきましては、この24時間365日電話対応といたしまして受け付けると思うんですけれども、就労時間外、この体制はどのようになりますでしょうか。365日の受け付けとなっておりますけれども、就労時間外、また翌日その場合は対応をされるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

福祉課での対応につきましては、日中、平日時間中は当然通常業務の中でそういう事例がありましたら対応しますし、時間外につきましては、役場の警備室の方へお願いをしまして、万が一通報等がありましたら私の方に連絡がいくようになっておって、それで、私から障害福祉係担当の方へ連絡をしまして、その方が、通報の対象者が障害者の場合はうちの方、福祉課の方で対応し、緊急性がある場合は警察のお願いしなきゃいけないですし、緊急性がなければ相手の方、相談者の相手の時間に合わせまして翌日とか後日時間調整した上で相談を、お話を聞いて対応をするようにしております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

その通報を受けた際は職員が出向くと思えますけれども、事実確認がとれない場合もございます。また、半信半疑の場合も、例えば虐待を受けていても知的障害者の方たちは自分が虐待を受けているということが気づかない場合もあるんですね。そういう場合は、例えばケース、非常にひどい状態になったりするときもあるわけですね。それから、使用者による虐待ですね。それから、介護の養護者に対する虐待などがありますけれども、こういう場合、生活の世話や金銭管理なども行ってる養護者が、やはりその障害者に対する虐待を行う、行っていると、それが本人が自覚しないためになかなか周りにはわからないケースもあるわけなんですけれども、こういったときにその連絡を受けて虐待を隠そうというふうにホームの方もなさったりしたりするわけなんですけれども、これは第12条で警察署長に対する援助要請というものが

ありますので、警察と連携してこの場合はなさっていただきたいなと思います。やっぱり事態がひどくなってからでは間に合わないわけなんですよ。だから、何か虐待が行っているのかなというふうにその連絡があったとしても、いやそれは事実確認がとれなくても、虐待があつてますよという本当にそういった通報があった場合は、やはり連携を密にして警察ととっていただきたいなというふうに思います。

それから、3カ所のその相談センターがありますけれども、この通報の共有、連携というものはこれからなさっていくのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
おっしゃるとおり、情報の共有化を図っていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
今までにその虐待とかいう、通報とかその連絡というのは受けたことがありますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

10月1日施行で一月、今現在2カ月たっておりますが、施行後の一月目に、10月についての状況調査がありました際に、長与町で連絡といいますか、あったのが2件、そのうち調査に入ったのが1件でございます。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
2件。それと調査が1件ということなんですけども、その場合はいかがだったんでしょうか。どういうことで対応はなされたのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

調査につきましては、町の職員が対応するようになっておりますので、町の職員担当職員が出向きまして事実関係等を確認しております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
その場合、解決には至ったんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

その後、報告では現在解決してるようでございます。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
了解しました。それでは次の質問に移らせていただきます。
町営住宅と障害者の住宅リフォーム事業についてなんですけれども、これを見たら町営住宅に対しまして3つ入居住宅がございます。この中身を見ましたら、募集要項の中身を見ましたら、裁量世帯ということで単身入居可能者というのがありました。それで、この老人と身体障害者、それから、居住の安定を図る必要がある者というふうにありましたが、この単身入居者は大体低所得者の方たちがこういうという形で理解してもよろしいんですか。裁量世帯ということでちょっと詳しくお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)
吉村管理課長。

管理課長 (吉村 了君)
お答えします。単身といいますと身障者の方は一応単身ということで可能だと思います。それで、収入に関しましては規定がございますので、その中で、あとは申し込みをしていただいてこちらの方で決定するというような、入居につきましてはそういうことになるかと思います。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
身体障害者の方は1人でもいい。そしたら、独居老人の単身の方はどうなんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
吉村管理課長。

管理課長 (吉村 了君)
そうでございます。そうで結構ですけども、1人ということで。独居老人の方も単身ということでいいと思います。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
原則的には2人以上になるんですか。

議 長 (山口経正議員)
吉村管理課長。

管理課長 (吉村 了君)
原則論からいきますと、世帯ということですので2人以上ということになるかと思いますが。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
車いすの障害者の方から私の方にちょっと相談ということがありまして、

長与町では障害者が1人で住む家がないと言われました。それで、住宅のリフォームを何とかしてしていただけないかということで相談を受けたんですけども、先ほどの答弁では町長から、もう古くなりましたのでその改造を含めて考えていきたいということだったので、ぜひこれからその住宅、この町営住宅の改造、リフォームをするときには、ぜひとも障害者の方たちも、高齢者の方たちも住みやすいようにその世帯を、居住を設けていただいて、バリアフリーのをつくって、その住居をつくっていただきたいなというふうに思います。

それから、ホームページの方にこの町営住宅の募集要項が載ってたんですけども、この中で住宅に困窮する方のために建設した共同住宅であるというふうに書かれてあったんですけども、私、この文言を見たときに非常にちょっと違和感を覚えてしまいました。なぜかというと、困窮するというのは貧乏で苦しむということで辞書に載ってました。やはりこのホームページを見たときに、もう貧乏で苦しんでる人が募集してるんだというふうに、やはり一般的な見方が強くなるんじゃないかなというふうな、思ったんですね。それで、この表現はやはり普通にやわらかに表現に、例えば住宅にお困りの方に建設した住宅でありますので募集していますというようなやわらかい言い方に変えた方がいいと、ベストではないかなというふうに思いましたけどもいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
吉村管理課長。

管理課長 (吉村 了君)

この文言は以前からずっとこれできておりましたけども、議員さんが御指摘のように表現につきましては今後十分検討させてもらいたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
お願いいたします。

それでは、長崎県の障害者サービス条例の伴う本町の施策につきまして、本町といたしましては県の制定条例に対して準じてはいかないということで答弁がありましたけれども、これは、障害者差別禁止法というのは国の方でも積極的にこれから推進していく施策じゃないかなというふうに思っておりますので、本町でもこの障害者差別条例というものをやっぱり制定していく必要がこれからあるのではないかなというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)

先ほどるるお話ししまして、その趣旨というのはよくわかりますので一定の理解の上で承知しておるわけでございますけど、今、議員がおっしゃった意味がちょっと私わかりにくい部分があったんで、もう一度お話をしていた

議 長 だけませんか。
 (山口経正議員)
 安部議員。

2 番 (安部 都議員)
 障害者差別禁止法が国で今度施策をされます。そして、長崎県の障害者差別禁止条例もそれに伴って、先駆けて制定をされます。それで、本町でもこの障害者差別禁止条例の制定に向けてのお考えはないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 町長にお尋ねや。町長。

2 番 (安部 都議員)
 町長、はい。

議 長 (山口経正議員)
 吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)
 本町につきましては、現在ここに書いてあるとおりで、御説明したとおりでございます。これについて、詳しいことにつきましては所管の方でちょっと説明をさせていただきます。

議 長 (山口経正議員)
 田島生活福祉部長。

生活福祉 部長 (田島弘明君)
 県の方のその禁止条例というのは細かくそういう一つ一つ、これやっちゃいけないよというふうになってるんですけども、長与町としましては全体的に福祉の観点から今設定してる条例等で十分そういう虐待の防止はなってると思っておりますので、そういうことで別個長与町としての条例は考えていないということで答弁をさせていただきました。

議 長 (山口経正議員)
 安部議員。

2 番 (安部 都議員)
 法律の文言にもありますように、今、埼玉県とか福岡県、熊本市でもこの差別条例というのが制定されまして、障害者への差別、偏見の抑制のために、これも小さいときからの教育が必要となっていてます。また、就学する障害児への理解を深めて相互援助意識を高めるために、教育委員会としての各学校長に対してのどのような対策を講じるのかを見解をお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)
 ちょっと待って。いいですか。
 黒田教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
 現在、県の方でその条例制定に向けてのパブリックコメントを受けての意見交換等が行われておりまして、最終的にその条例が決まったら、条例ですから、条例に違反したらいかんわけですから、それにのっとってやっていきますけども、基本的にこの障害者差別というそういう差別意識を撤廃すると

というようなことは、もう既に今回だけではなくて従前からもやっております。ただ、この条例の中身見てみたときに、教育に関していえば、例えば特別支援学校に行った方がよりきめ細かな指導ができるというふうなとらえ方を私たちしてきてるんですけども、今後、本人、保護者の強い普通学校での就学を希望するとなるとそれを尊重するという、そういう趣旨なので、これから我々が求められることは、すべての学校がそういう対応を環境的にも人的にも物的にもやっついていかなばいかなのかなということにつきまして非常に大きな問題があるかなと思いますけども、それはさておき、基本的にそういう差別は撤廃するという方針で各学校とも協議をしておりますので、そういう意識は大丈夫だというふうにとらえております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

教育長から前向きな発言を、答弁をいただきました。ありがとうございます。子供たちからやっぱり本人は差別を、いじめとか差別をしてるとかわからないで、でも実際、障害者の方はすごく差別を受けたり傷ついたりしますので、そのところはやはりこれから本当に思いやりの心を育てる子供たちということで教育を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

5点目の障害者の就労場所の確立と総合的な支援についてなんですが、来年度より法定雇用率が民間企業は1.8%から2%になり、市町村は2.1%から2.3%へと改定されています。そして、障害者の雇用の促進が期待される所ですけども、昨日、同僚議員がまんてんの質問をされていました。そして、20年度は1億5,000万あった売り上げも昨年度は4,390万円に減少したと答弁がありました。そこで私も考えましたが、このまんてんの、手狭なところですので、隣の用地に農園レストランの建設を行い、その中で長与の特産品、特産物などを売り、レストランで地場農産物の消費拡大を図りまして地産地消の推進を行います。そしてまた、そのレストランで家族が集いまして、車いすが楽々と利用できるレストラン、そして高齢者や皆さんが憩いの空間の場となると思います。また、地域の活性化になり、障害者や元気な高齢者の就労の場も確保することで生きがいも見出せると思います。

そこで、町長も本当に前向きな御発言をしていただいておりますけれども、諫早市の農林振興課に先日行ってまいりました。諫早市も森山というところに「慶師野」という農村レストランがございまして、駐車場が70台、面積が385平米、座席数が78席というとてもきれいなレストランでした。建物自体はそこは立派で、1億5,000万ぐらいかかったそうですけれども、国の助成とかそのほか助成を受けて、あとは、残りは市が捻出しています。そして、土地は市の借地で無料であり、指定管理課制度を導入をされております。それから、布設設備と維持管理、人件費、ランニングコストがかかりますので、利益は現在のところは市はいただいてないというところでありました。要するにもうけ主義ではなくて生産者や地域の人々が潤う

場所づくりというようなものを考えてるという状況だったと思いますけれども、もう一度町長にお伺いいたします。これに対する今後の取り組みというものをお聞かせ願えませんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃられた障害者の働く場所を確保していくということは大事なことだと思っております。今、具体的にレストランの建設というような形が出ておりました。それについては一定の我々も研究させていただいて、なぜならば、一応こういった形でやる場合におきましては、いろんな角度から見てそれが健全に運営できないと、せっかく働く場所を確保しても皆さんがまたお困りになるということがありますので、ただ、趣旨としては非常に私も賛同いたします。したがって、これについてももしそういった具体的な案件となれば、それなりに私どもも取り組んで考えてまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

ありがとうございます。私も障害者、皆さんが一生働ける場所、生きがいを求める場所、住める場所が必要だと思っております。今現在、長崎県では障害児や障害者を就労する場所がございません。それで、ハローワークで先ほど紹介すると言いましたが、しかし、今のところ現状では精神障害者の方たちも知的の方たちもなかなかその就労の場に結びつかない現状であります。本町が先進地として福祉の町、だれでもが幸せな町といたしまして新たな改革の新規事業が必要であると思っておりますので、この辺はよろしく願いいたします。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で10時40分まで休憩します。

(休憩10時25分～10時40分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、西岡克之議員の 協働の町づくりについて、 高齢化対策についての質問を同時に許します。

10番 西岡克之議員。

10番 (西岡克之議員)

それでは御質問させていただきます。

まず、協働の町づくりについてということでございます。本町では、住民と行政の協働は、資源化物の回収作業や、各小学校区で自発的に行われております登下校時の児童の見守り隊など、ほかにもさまざま実施をされておりますが、8次総合計画で協働の町づくり基本指針ができたことによってさら

に進化されるものと思われております。

その中で今後、この協働の町づくりのさらなる進展のために以下のことを御質問させていただきます。

コミュニティービジネス、またワーカーズ・コレクティブという、もうこれも新たな公共の担い手との期待ができますが、本町の実情で実現性はあるのかお尋ねをいたします。

2番目に、協働の住人側の主体者、受け手としての自治会、老人会などもそうなのですが、その組織があると思いますが、昨今、その組織率の低下が見受けられるようでございます。改善の方途についてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

コーディネーター、ファシリテーターとしての役場はどのように住民をリードしていくのかをお尋ねをいたします。

4番目に、役場内の協働推進担当の配置についてお尋ねをいたします。

5番目として、これからの協働の町づくりの進め方についてお尋ねをいたします。

次に、高齢化対策でございます。本町では、現在高齢化率は、平成23年度の統計によりますと18.6%と他の市町に比較すると低い方でございます。しかしながら、本町では昭和四十四、五年ぐらいから開発に伴う宅地造成が地域別に行われており、地域においては高齢化率も高くなっているところも見受けられます。今後さらにこの傾向性は進むものと思われれます。その中でさまざまな諸問題が表面化してくることでありましょう。高齢化による介護の問題は、年齢構成による社会構造変化に伴う管理コストの増大、町の活力低下などさまざまなことが考えられます。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

まず最初に、高齢者の増加による国保会計の財政状況の変化についてどうお考えになりますか、お尋ねをいたします。

2番目に、同じく介護保険会計についても同様にお尋ねをいたします。

3番目に、働く世代の減少による税収不足について、今後の財政運営についての考え方をお尋ねいたします。

4番目に、高齢化による認知症の増加が懸念をされております。その対策について町の考え方をお尋ねいたします。

5番目、独居の高齢者対策をどのように進めるかお尋ねをいたします。

最後に、元気な高齢者の社会参加について、受け皿をどのように考えるかをお尋ねいたします。

以上、御質問をさせていただきます。

議 長 (山口経正議員)

吉田町長。

町 長 (吉田愼一君)

協働の町づくりについてということで、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目の御質問について、1点目のコミュニティービジネス、ワーカー

ズ・コレクティブの担い手としての実現性でございますけれども、コミュニティービジネスなどは地域社会のニーズを満たす有償方式の事業であり、事業主体は、住民、NPO法人、企業等の形態を問わず、経営においては基本的に独立した採算性を持っているものであり、地域資源の有効活用や人材育成、雇用の創出、地域活性化、公共の担い手などの期待がなされているものと認識をしておるところでございます。

本町におけるこのようなコミュニティービジネス等の現状につきましては、雇用の創出や一定の収入を得ている側面からは、例えば、町内に複数存在する保健・福祉事業等を行うNPO法人や地域住民で運営される特産品直売所運営協議会、農産物処理加工を行う生活研究グループ連絡会、オリーブの栽培・普及を行うオリーブ振興協議会などが上げられると考えております。

また、子育て支援や高齢者支援を有償で行うファミリーサポート、ちよいとサポートの会員や高齢者が集うサロンの運営など、自治会や各地区コミュニティーを含めたボランティア組織も数多く存在をしております、これらの団体・個人がコミュニティービジネス等としての発展の可能性を有しているのではないかと考えておるところでございます。

続きまして、2点目の協働の受け手としての自治会や老人会の組織率の低下に係る改善の方策についてでございますけれども、自治会につきましては、加入率が年々減少傾向にあり、その対策は急務であると感じております。

このため、今年度は自治会加入促進調査研究会を再開し、課題整理や今後の有効な取り組みについて自治会や各地区コミュニティー役員との協議を行うとともに、既に加入チラシの新聞折込や横断幕・看板設置による啓発強化、宅建業者への協力依頼、自治会加入促進講演会などの取り組みを行ったところであり、今後、住民異動情報の自治会への提供手法の検討や自治会加入促進マニュアルの作成などを予定しているところでございます。

次に、老人会の組織率につきましては、ここ数年老人クラブ連合会が会員増に向けた取り組みを行っているため、若干ではございますが加入者がふえている状況でございます。

しかしながら、依然21%程度の加入率でございますので、今後とも老人クラブ連合会との連携を密にして、加入者増につながる取り組み、例えば、いきいきサロンなどのリーダー養成講座なども行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3点目のコーディネーター・ファシリテーターとしての役場の役割でございますが、まずは、先ほど述べました自治会や各地区コミュニティーを初め、NPO・ボランティア等の各種団体、また企業や教育機関等も含めた協働の担い手の総合的なネットワーク体制を築くことが必要であると考えております。

このことにより、各団体の活動状況や地域の課題が共有され、各団体の活動が相乗的に強化されることが期待されます。

次に、このような担い手が活動しやすい環境づくりが必要であり、各種公共施設を有効利用できる環境整備や資機材の確保なども必要であると考えて

おります。また、各種団体のみならず、住民個々の皆様の町づくり参加への機運醸成のため、行政情報の適切な発信、住民意見を積極的に取り入れることのできる体制の構築や手法を強化していくことも必要であると考えております。

続きまして、4点目の役場内の協働推進担当の配置についてでございますが、現在、企画課において協働の町づくりを進める上での手法の検討や事務の取りまとめを行っているところでございます。

担当配置や組織としての今後のあり方については、協働を進める上での手法や業務量などを考慮しながら適切に対応していく所存でございます。

5点目の協働の町づくりの進め方でございますけれども、先ほどの答弁と重複する部分もございますが、まずは、住民の皆様が地域のことを自発的に考え、そして行動していただけるような体制づくり、環境づくりが必要であり、また、行政はその意見を積極的に吸い上げ、また真摯に対応していくような信頼関係をつくり上げていくことが重要であると考えております。

現在取り組んでおります自治会加入促進や各地区コミュニティーにおける町づくり計画の策定などは、住民の皆様が地域を考え、行動していただくための基盤となるものであり、また、各種行政施策を展開する上での住民アンケートの実施や各種計画づくりにおける住民参加のワークショップ・パブリックコメントの実施、また公募を含めた各種委員会への参加なども住民参加の町づくりのための重要な手法であります。

今後とも、これらの施策や手法を効果的に展開していくとともに、行政情報の適切な発信に努めていく所存でございます。

また、私自身としましても、地域住民の皆様の御意見を直に伺う機会が重要と考え、先月よりほっとミーティングと題した地域懇談会を始めさせていただいたところでございます。

本町は人口4万3,000人を超えるコンパクトな町であり、住民の皆様におかれてはさまざまな技術や知識を持った方や若い世代の方が多数おられます。これらの方々のパワーを十分に引き出すことができるような施策を効果的に展開しながら、住民参加の町づくり・協働の町づくりを着実に推し進めていきたいと考えております。

続きまして、高齢化対策についてでございます。2番目の御質問の1点目につきましてですけれども、平成23年度国保会計における前期高齢者の占める割合は人口でおよそ36.96%、医療費ではおよそ58.65%となっています。今後、いわゆる団塊の世代が65歳に突入する、今年度から平成26年度にかけては、歳入面では増額が見込まれるものの、疾病にかかった場合の医療費も高額になるため、国保会計を取り巻く状況は今まで以上に厳しいことを見込まれます。このため、保険税の賦課徴収やレセプト点検の一層の充実など、保険者としての経営努力が不可欠であり、加えて生活習慣病による医療費の増加が懸念される中、被保険者の健康づくり、特定検診・特定保健指導の受診率向上に向けて、より一層の予防医療への取り組みが必要であると考えております。

2点目の介護保険会計につきましては、高齢者が増加することによる給付費の増加は避けられないと考えております。要介護認定を受けて重度化が進みますと、給付費はますます増大し財政を圧迫いたしますので、要介護状態になりにくい体をつくるために、これからは介護予防事業の積極的な取り組みが必要であると考えております。

3点目の今後の財政運営につきましては、西岡議員の御指摘のとおり、高齢化率は、ここ10年間で5.1%ふえ、平成23年度の統計では18.6%と高齢化が進んでおります。

御質問の、今後の税収につきましては、不確実な要素が多くありますけれども、町税全般について申し上げますと、働く世代の減少による税収への影響は些少であると考えております。

今後の財政運営についての考え方でございますが、国民健康保険会計・介護保険会計を維持していくための経費につきましては、今後とも必要な予算措置を講じていかなければならないと考えておるところでございます。

4点目の認知症の増加が懸念されることについてでございますが、まず予防につきましては、現在介護予防事業として、脳トレ教室、めだか85、お元気クラブやえんじょい貯筋教室などを開催し、また、出前講座で認知症予防講話や認知症サポーター養成講座を行い、認知症の予防を含めて身体と頭の体操をしていただいているところでございます。認知症については早期発見・早期対応が重要ですが、既に認知症と診断されている方やその疑いがある方は、認知症専門医やかかりつけの医者診察を受けながら、在宅で過ごせるような介護サービスが提供されているところでございます。

今後は、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができるような在宅でのケアを基本に、急性増悪期などには医療機関や介護施設サービスを利用するという対応ができるように、国や県の指針に基づいて今後の施策を進めていくことになるものと考えております。

5点目の独居高齢者対策についてでございます。民生児童委員によるひとり暮らしの方への訪問や、介護保険課の訪問看護師による健康調査により、引き続き見守りが必要となった要援護者への訪問で対応しているところでございます。また、地域福祉活動計画によるモデル自治会での要援護・見守り世帯、高齢者等への見守りが始まっておりますので、今後は社会福祉協議会と連携しながら拡大してまいりたいと考えております。また今後、情報インフラ整備の中でも調査、研究を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の元気な高齢者の社会参加の受け皿についてでございますが、社会福祉協議会で運営しているボランティアセンターへの登録による各種事業への参加や、ちょいさぼ、ファミリーサポートセンターによるボランティアとまた違った形での在宅福祉サービスの提供、いきいきサロンの運営などいろいろな受け皿があると考えております。また、介護ボランティアポイント制度につきましても、導入に向けて検討をしているところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
御丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。もう当初の答弁で再質問する必要がないとも見受けられました。その中で一つずつしていきたいと思います。

まず、最初の1番目のことですが、本町の市場規模はこのコミュニティビジネスとして成り立つのかという形でお尋ねをしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
山田企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)
本町におけるコミュニティビジネスの展開の規模ということについてのお尋ねだと思いますけれども、今、町長の方より答弁がありましたように、コミュニティビジネスの担い手、それは企業から住民の皆様まで幅広い担い手の方々が組織形態をつくって行われているということになるかと思いますが、例えばNPOの団体、本町における主な事務所の所在地を本町にしている団体は7団体ほどあるということで確認しておりますけれども、そのような団体、あるいは先ほど答弁いたしました加工所あるいは直売所等の第1次産業における運営の主体、あるいは福祉を主としたボランティア団体、そういった方々が現に活動をしておられるということはそれなりの市場があると。4万3,000人という規模のかかわり方があると。加えて、自治会あるいは本町の特色であるコミュニティ活動、これはボランティアに近いんですけども、そんなことも踏まえれば、このいわゆる人口規模といったようなところではそういう芽が育っていく、それが展開が期待されるような長与町の実態があるのではないのかなという形で踏まえております。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
人口規模が4万数千ぐらいなんで、今の御答弁にあったように、余り本町でこれが業として成り立っていくという形ではいかがなものかなという形があります。ただ、もともと利益を追求する手法ではないんですけども、ある程度ボランティア的な要素でいくんであったらば、これは本町でも成り立つのかなという感がいたしております。広義の意味で言えば生活協同組合であるとか、いろんな形も入るんですけども、狭義の意味で言えば本町では成り立ちにくいのかなという形では考えております。その次のワーカーズ・コレクティブも同じような形ですね。共同出資、共同経営のビジネスでございますので、これが本町の中で業として成り立っていくのは、ちょっと4万幾らでは私は厳しいのではないのかなというふうに感じております。これをどうしろこうしろということではございません。私の感じた所感を述べさせてもらっております。

その次の質問でございますが、共同の受け手として老人会とか自治会とか

の組織率の低下なんですけども、こないだ某地方紙に長与町の自治会に加入しようというチラシが入っておりました。拝見しましたらなかなか新しい試みをされてるなという、かつてこういうことはなかったんですけども、新しい試みをされてるなあとって非常に感心をいたしました。その中で、いろんな新聞も新しい折り込み広告と、新しい取り組みと思うんですね。かつて自治体がそういうことを余りやっていたんじゃないかなと思うんですけども、ほかの例えば町内の会社とかOB会で、会社ごとにあるOB会とかいろんな漁協、農協ございますね、団体が。そういうところへのアクションはどういうふうにお考えでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

大津地域政策課長。

地域政策
課 長

(大津鉄治君)

加入促進研究会も再開をいたしまして、各自治会あるいはコミュニティー、皆さん方と協議をさせていただいて、それぞれ自治会に取り組んでいただくもの、あるいは先ほど申しましたようなチラシも一つの方法でございます。そういった取り組みをいたしております。

それから、今回は県あるいは大学、それから県内の民間事業者に対しまして自治会加入のお願いといたしますか、そういった文章を送らせていただいております。その中で一例といたしましては県内の金融機関さんから長与町と特定はできませんけれども、全行員さんに対しましてそれぞれ行員さんがお住まいの地域の自治会にぜひ加入を、もし加入をされてなければ加入をしていただくというふうな通知も出していただいたという御返事もいただいております。そういう中で、先ほど申された漁協あるいは農協に対しても今後そういった取り組みについては進めていきたいというふうに思っております。ことしについてはそういったことで対応をさせていただいております。

議 長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

こういうのはカンフル剤というのはなくて、ずっと細かく細かくやっていないとなかなか上がらないというふうに思います。というのが、もう子供会も同じなんです。もう子供会に入れば役員をしなければならぬ。だから子供会に入らない。町子連の球技大会も参加者数が減ってきているとか、単に少子化だけじゃなくてそういう形もあるみたいですね。私も子供会の会長をしたときがございました。親の変な部分で入らないところあるんですけども、そういうのを取り払って、とにかく子供さん入れてくださいということでもかなり加入者数を上げたことも思い出に残っております。そういう形で、ずっと一つ一つ各団体とかそういう方たちをお願いしなければ一遍には上がらないというふうに思います。ぜひその取り組みもしていただきたいと思います。先ほどお聞きした金融機関をお願いしたという、非常にいい形だなと思います。これは大丈夫だと思うんですけど、役場内で御結婚をされて自治会に入って、当然入っていると申すんですけども、各自治会に、町内の自治会に、

町外でも構いませんが、それはもうちゃんと入ってますよね。ちょっとここ、
どうでしょうか。お尋ねをします。

議長 (山口経正議員)

大津地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

職員につきましても、4月及び中間10月で自治会の加入についての趣旨、
そういった通知をうちのポータルサイトと申しますか、職員に対しても周知
を行っております。実際、じゃあ全職員が入ってるのかということの調査と
いうのは現在まで行ったことはございませんが、当然そういった私ども職員
として、公務員として、立場としまして、地域を振興する一人の住民とい
たしましても、当然自治会の方の加入については加入していただけるもの
というふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。その辺もぜひ、今、若い職員さんがこのごろふえてきたん
で、ぜひその辺も、入ってると思いますけども、さらに確認の意味でお願い
をしたいというふうに思います。

それと、その老人クラブの件でございますけども、先ほどお聞きしまし
たが、やはりこれも子供の見守りですね、登下校の際の、非常にもう老人会を
中心とした方々にお世話になっております。そういう方々がやはり組織的に
協働のまちをお願いするときは、やっぱり中心となる組織なんですね。そこ
で加入率がやっぱり同じように自治会と一緒に下がると、1人の、ピンポ
イントをお願いをして回るというわけにはいきませんので、その老人会の組織
もやはり加入強化というか、やっていかなければならないんじゃないかとい
うふうに思います。

第5期の老人福祉計画介護保険事業のところで書いてます、現状と課題と
いうことで。老人クラブは地域を基盤とする自主的な組織であり高齢者を主
体とする介護予防と相互の生活支援を行う観点からも活動と役割が期待をさ
れております。本町では平成23年度現在32クラブ、1,700人が登録
しておられますと。しかし、ニーズ調査からも老人クラブを知っている人が
加入しないとする人が半数を超えましたと。若い人だけじゃなくて高齢の
方々も老人クラブに入っておられないという形なんですね。この辺もやはり
今後の課題じゃないかなというふうに思います。これがいわゆる独居の老人
という形にも発展していくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ
この辺も強化をしていただきたいというふうに思います。

それで、入らない方は入らないなりの理由があると思うんですけども、そ
の辺もやはり調査というか、これ難しいと思います。入ってる方は組織を中
心にしてアンケートをすればいいんですけど、入ってない方はどうやってそ
れを見つけるんだというのはなかなか難しいんですけども、やはりその辺も
何かマンパワーを利用してぜひ障害を取り除いていただければというふうに

思います。これはもう要望で結構でございます。

それから、次の質問に移ります。3番目のコーディネーター、ファシリテーターという形でその役場がリードしていく形がとられるんだろうと思いますが、総合計画の55ページに載っております研修会を重ねていくという形を書いておりますが、上の方ですね。協働推進担当は研修会を開催していきましてありますけども、これまた具体的な計画等ございますか。もしあれば教えていただきたいと思っておりますし、なければないで結構でございますので、今後研修会等をやっていかれて住民の意識の啓発をしていただければというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

議長 (山口経正議員)

松浦企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

ただいまの総合計画の中の研修会というのは、今現在、庁舎内の組織職員の意識高揚ということで各課の方の調査を今やってるところでございます。それができました後に、住民の方あるいは職員に対してもその研修会のスケジュール等を随時行っていきたいというふうに今考えております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね。これも先ほどの自治会と同じで、こつこつこつこつその意識を啓発していくことが大事だというふうに思いますので、ぜひこれもよろしくお願いします。

その次に、4番目に、役場内に協働推進担当の配置をするという形なんですけど、これは今の人員でやっていくということですか、それとも新しくセクションを設けるという形でしょうか。ちょっとそこを教えていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

山田企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)

協働推進担当のあり方なんですけれども、総合計画の方にそのようにうたって協働を推進する体制をつくるということで書かれておるところでございます。

人の配置でございますので、若干所管としてはお答えにくいところもあるんですが、協働推進担当あるいは係をつくるというのはまさしくマンパワーのその業務量、そこを勘案し、さらに組織としての人員体制を考えていくということでございますので、所管としては協働の町づくり、これ非常に重たい、また業務量のある仕事という形で考えますし、今後推進していかなければならないと、そういういわゆる旗振り役を中心に庁舎全体を引っ張っていくということが今後必要と考えられますので、そこは十分に町全体、あるいは組織としてのあり方としてはそういうふうな方向でお願いをしていくという形で考えております。

現在、企画課が先ほど御答弁しましたように企画課がその事務を所管しておりまして、そして例えば自治会、コミュニティー、このあたりにつきましては地域政策課の方でいろんな形の施策をとっておると。協働は当然それだけではございませんで、福祉等々も含めてでございますので、各所管でそれぞれ行っていただいておりますところなんですが、担当をはっきり置く置かないは別にして、そこがおろそかにならないような形で課長以下担当の方にも今頑張ってもらってるところでございますので、御理解をいただきたいという形を思っております。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

非常にフィールドが広いものなので、どこからどこまでという形ではないと思います。ただ、これをまとめるのに新たにセクションを設けるとか人をふやすとかいう形はいかがなものかなと。なぜかと申しますと、これは、協働というのは住民の方に汗をかいてもらうわけですね。住民の方に汗をかいてもらって労力等を提供してもらうわけですから、それによってまとめるのに役場が人がふえたというのはちょっと本末転倒な形なのかなというふうに思います。大変だとは本当に思います。今もおっしゃったように企画課と地域政策課だけでも2つの課が力を出してやっていかなければならないというのはわかりますけども、なるべく人は入れないで、いらっしゃる人材でやっていただきたいというふうに思います。

それから、これからの協働の町づくりの進め方という形で入りますが、今やっていた協働、具体的に申し上げて資源化物の回収であるとか登下校時の見守りであるとかいう形ですね。これもやれてないところはやれてません。自治体で、長与は非常に進んでるというふうに思います。みずからやっていたら、PTAにしてもそうです。みずから進んでやっていたら、そういう住民の素地があるんじゃないかなというふうに私思います。それはもう本当すばらしいなと思うんですけども、どっちかという、言葉は当たらないかもしれませんが、役場のお仕事のお手伝い的な協働じゃないかなというふうに思います。それをもう一步進化をさせていってはどうかなと思います。町民が自分で考えて自分で行動すると。そのフィールドを役場が与えてあげるといふ形の協働を、例えば、これは松阪市という、三重県に松阪市がございます。ここは赤字に苦しんでた自治体なんです。市で60億ぐらいの借金をその協働の町づくりで削減をしたというところですね。その松阪市の市長が山中さんとおっしゃる市長なんですけど、松下政経の出身なんです。この方が何を決意されたかといったら、まずもうちょっと協働の町づくりを進化させようと。まず最初にぼんと来るのは、その首長さんの1年やろうという決意がないとこれは無理なんだ。そこからその考え方とかその思いをどう職員に浸透させていくか。まずその次に、職員の方々の意識を変えなければならない。意識を変えるため、そのためにその市長さんは職員とひざ詰めの対応をずっとしていったそうです、自分の意識が下に伝わ

るように。それによって職員の意識が変わってきたと。次に、行政がもっとやるべきことはやらなければならない。例えばどういうことか。市がやる事業の見直しをやったと。次に、お定まりと言ったら悪い、職員の方々の給与をカットした。最後に事業の仕分けをしていった。必要な事業か、必要じゃない事業か。それもしていったそうでございます。

それによって医師会に、これ、ある記事なんです。医師会に抛出していた予算が2,700万程度あったそうです。削減するときには、これまで長期に、長年にわたって既得権益ってあってました交付金がなくなることで医師会の事務職員の雇用や賃金の低下、医療の質の低下を訴える医師会から強い抵抗があったそうです。医療活動を行わないとまで言われたそうです。しかし、予算後のシミュレーションを何度か粘り強く説明して議論した結果、予算の削減を医師会も了承してすることができた。こういうこともその仕分けの中であったそうです。

それがまず役所がやったことで、次は、今度は住民の方もそういう役所の意思の決定に入っていたらこうということ。それが新しい協働だという形でこの市長は言われておりました。その結果として住民が自分で考え自分で行動することを目指す、先ほど言ったようにですね。政策の結果も納得してもらおうと。またそこで町民もその政策を行政に携わっていただくという仕組みをつくったということです。その松阪の市長さんは週に二、三回は、今、先ほどほっとミーティングですかね、町長が行われているという形を言われました。その中身をちょっと私も把握しておりませんが、その市長、週に二、三回は必ず住民と懇談を行っている、必ず。住民との意思を聞いてという形ですね。大事なことは単なる行政の下請にならないようにしようと、この懇談が、協働の町づくりがですね。重要な決定にも入っていたらこうと。

その一例として、彼が就任してから直後にある庁舎の建てかえが検討されたそうですよ。建てかえれば70億、耐震補強なら35億。35億もかかるんなら建てかえてしまおうという論理が出たそうです。そんな組み立てですね、論理で話が進んでいったところ、いやそれがいいかどうか一度市民に聞いてみましょうやと首長さんが言ったそうです。最終的にはそこで市民の方々の懇談を設けて、いろんな方が、その中に建築の専門家とか会計の専門家とかいらっしやっただけでしょうね。そしたら、最終的にはわずか4億円で耐震補強を実現することができた。35億の工事が4億でできたという形が、実際にこれやってる形なんですね。市民の意見や事業者へのヒアリングを通して庁舎内部に手を加えずに耐震化を実現することが、最新の工法があることがわかった。で、35億の削減ができた。

また、その松阪の駅の前の開発をやると思った。そして、しかし、100億かかるらしかったんですね。もちろん補助金等もあったんでしょうけど。しかし、市民と考えを聞いたところ、役所側との、その行政と市民の考えにずれがあった。で、中止となりました。100億の巨額の借金をせずに済みましたという形もあります。いろんな形でこうやって行政経費、行政

の投資を削減をしていったと。そのためにはちゃんと住民の方々に意思を伝えて、そういう仕組みが必要じゃないかなというふうに思いますね。そのためにその市長は複数のシミュレーションをしたそうです。それで、住民に手紙を出したり回覧を出したり、いろんな手を尽くすそうです。単にこうしますよとホームページでぱっと見て終わりじゃない。いろんな形をしたそうですね。これでもか、これでもかと。で、参加をしていただくと。これは市が果たす責任ですよ。意見を聞く場を設けると。ヒアリングですね。その結果、ほとんどトラブルはないという形の実例があります。

そこで、本町ではそういう推進がこの実例に倣ってもう一步深く入った協働の町づくりをやっていこうではないかと私は御提案しますけども、まず所管の方、どうお考えですか。

議長 長 (山口経正議員)
松浦企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

先ほど松阪市の例をお聞きしまして、確かに協働の町づくりという言葉はあったらしいんですけども、実際、今でも行政の仕事はほとんど協働の町づくりじゃないかということで、その進める中では、やはり住民の方にどう意見をいただくか、それを集約していくためには町行政としてもどういう手法で住民の方に御提示させていただくか、そういうところは今後さまざまな検討をさせていただいて、議員さん言われるように一つ深い協働の町づくりを進めていく検討をさせていただきたいと思っております。

議長 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。所管もちょっと進めたいという形の御答弁なんで、これ、最初に言ったように、首長さんの決意ですね。新しい進化した協働をしていくという形で、まず町長はこの件に関してどういうふうにお考えですか。

議長 長 (山口経正議員)
吉田町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員から御指摘いただいたことにつきましては、新しいコミュニティーをつくる一つの方針を示されたのではないかと思います。私は、それにつきましては私もそういうふうに思います。そうして、やはり今あるべき姿を進化させていくということが大事だろうと思うんですね。前回、長与南コミュニティーが県のモデル地区ということでやったときに、自治会の中から、じゃあ高知県の梶原町の町長さん呼んでお話ししようじゃないかということで、そこで盛り上がりまして、そして長与町役場、県が入って行って、そしてシンポジウムまで行ったわけでありまして。それはまさしく議員がおっしゃるような形の進化した取り組みではないかなというふうに私も思いました。つまり、役場そのものはファシリテーターということで、いわゆるうまいコーディネートをしてつなげていったということがあります。

議 長
10番

また、図書館の建設におきまして、そういった会をつくりましてやっておるところでございまして、それをもう少し進化させて取り組んでいくということは大事なことだと思いますので、今後そのあたりは考えてまいりたいというふうに考えてます。

(山口経正議員)

西岡議員。

(西岡克之議員)

町長からも前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひこの形で進めていただきたいというふうに思います。

次に、高齢化対策に移っていきます。最初の質問でございますが、国保会計に関しては当初の答弁で結構でございます。介護も当初の答弁で結構でございます。さらなる予防介護に取り組んでいただきたいというふうに思っております。働く世代の税収不足ですね、これについても余り考えられる、懸念されることはないという形なので、これについても結構でございます。

次に、認知症の増加の件でございますけども、これは年々自治体にとって頭が痛い問題ではないかなというふうに思います。人間が長生きすることによって出てきた症状ですね、これは。以前は、その前に平均寿命が短かったのでお亡くなりになる方も多かったという形ですし、介護というのが、以前は大家族だったのでだれかが高齢者の方たちを自宅で見てたというのが以前の形だと思います。しかし、今は核家族化になりまして家族も少ない。また、共稼ぎという形もありますし、見る人がいないという形で、高齢者の方はちょっと今そういう形の状況に置かれてると思います。私が持っております資料でも、65歳以上の高齢者の2割が介護保険をお使いになって、全国で65歳以上の高齢者が310万人いるそうです。その20%が介護保険利用されてるんで約62万人、その中の約2割ぐらいが認知だという情報が出ております。ということは、12.4万人が認知症になってると、65歳以上で、非常にふえてるんだなあという形がします。このふえた認知症をどういうふうにしていくのかと、対策について少しお尋ねをさせていただきます。

それもこの地域、第5期の介護計画なんですけども、17ページにありますが、家族介護の負担軽減というのが前回調査と今回調査とありまして、負担を軽減してほしいというのが今回の調査で伸びております。それと、これは非認定者ですね。認定者についても同じような家族介護の負担の軽減を図ってほしいというのが伸びておりますし、入所の施設の整備もしてほしいというのがあります。図の20のところでも、特に入所をしてほしい、入所設備の充実を図ってほしいという形がございまして。それと、特に考えてないというのも出てるんですけども、その次にあるのが入所施設の整備をしてほしいという形の統計が出ております。それと、その次のページですね。18ページのところにニーズ調査の中で書いてるんですよ。本町では福祉施設の待機者が増大、増加しており、その解消が急務であるという形が書いてあります。かなり福祉施設、要するに特養に入りたいと。その高齢者の認知を含めた方が特養に入りたいという形があります。現在認知症対応の施設といたらグ

ループホームというのがあると思いますが、グループホームは今後建設というのにはできるんですか、できないんですか。その点についてお尋ねをいたします。

議長 (山口経正議員)

藤井介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

今回の第5期の介護事業計画内では、認知症対応型のグループホームは建設しないということで計画をいたしております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

たしか長崎県は他県に比べてグループホームのあれが多かったと思いますね。多分できないんじゃないかなと思ってはいたんですけど、まさにそのとおりかなというふうに思います。

そこで、先ほど同僚議員も言っていましたけども、高齢者の独居の方の問題も出ておりましたし、本当はことしの4月でしたかね、厚労省が提案した新しいサービス、在宅介護型の医療と連携した新しい形のサービスが出たと思うんですけど、それについても、たしか長与町は応募がゼロだったんじゃないかなと思います。あれは、ちょっと本町では住宅と住宅の間が離れてる、長崎市内とか住宅密集型のところでは医療機関の方もペイするのかなと思うんですけども、たしか本町では応募がなかったんじゃないかなと思います。ちょっと確認をしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

藤井介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

おっしゃるとおり、応募がなかったというふうに聞いております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

ということは、在宅で認知の方を抱えて介護をするというのは、もうその家族のいわば努力にゆだねられてるわけなんですね。大体65の20%と言いますが、ほぼ認知になれる方は約70後半から80代の方が多いわけです。だから、それを介護するといったら、その子供とか孫はほとんど介護しない。子供っていうのは大体60代なんですね。いわゆる老老介護になっていくわけです。かなり介護する側の負担も大変だというふうに思います。そういうのが進むと、ある一定のときから、今度、認知でいる方々の虐待に変わっていくわけですね。非常にテレビで、ニュースであります。60幾らの人が80幾らのを絞め殺したとか、やはりある一定から変わるんじゃないかなというふうに思います。

自分も親戚にそういう状態の方がいます。80幾らで子供が六十五、六ぐらいで介護をしていますが、非常にわがままになるんですね、自宅ということ

で。言葉も荒くなりますし要求も段々過剰になってくるんですよ。見てて、ある程度状況を変えてあげないとかわいそうだなという感じがするんですね。虐待に発展するのもわからないでもないなというふうに思うんですけども、そのためには受け皿がないと。市内も、長与町においては特に特養が詰まってるという形なんですね。今後、例えば70ページにありましたね。地域密着型老人福祉施設入所者生活介護で特別養護老人ホーム待機者のため平成26年度1カ所の整備を見込みますというニーズ調査が出てるんですけども、これは間違いなく実施をされるんですよ。まずここを確認したいと思います。

議長 (山口経正議員)

藤井介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

この70ページに記載をいたしております、済みません、事業計画の70ページです。そこに平成26年度1カ所の整備を見込みますということで記載をいたしておりますので、その予定で進めるつもりであります。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

できれば、私こういうのを認知症の方を主体的に入れるような施設にできないのかなって思うんですね。もちろん、肢体の不自由な方も当然介護には多大な労力を要します。しかし、認知の方がふえれば今言ったようないろんな弊害も出てくるんで、ちょっとこれは今から所管の方で考察をしてみただけないかなというふうに思います。健全な介護ができるため手を尽くすというのも一つの手じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討のほどをお願いしたいというふうに思います。

次に、最後の質問、失礼しました、5番目の独居の形なんですけども、独居の高齢者対策ということで、先ほど住宅の件も言われましたですけども、この計画では22年で978世帯が独居でおられると。高齢者の夫婦は1,687世帯で、かなりの独居の方がいられるんだなというふうに思いました。よく言われてるように、ここでの一番大事なのは、お元気なのかどうなのかという形ですね。その見守りをしていこうと。今、自治会を中心にした協働の町づくりでもありますように、見守りをしていきましょうというふうになってますが、現在、その見守りサービスの進展というのはどうなってるのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

藤井介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

現在の高齢者の見守りの状況でございます。地域福祉計画、過疎計画が23年度にできまして、それ以降、社会福祉協議会の方をお願いをしまして、モデル自治会ということで23年度に3自治会で、今年度また3自治会を予定をしながら動いております。

- 23年度につきましては、既にもう活動をいたしておるという状況で、今後、順次ふやしていきたいというふうに考えております。
- 議長 (山口経正議員)
西岡議員。
- 10番 (西岡克之議員)
たしか私も23年度は3自治体というふうに把握をしておりました。今年度また3自治会ふえるそうですので、ぜひこれも独居の方々の見守り、これを十分にマンパワーでもやれるんじゃないかなと。長与のようにコンパクトな土地ではですね。ぜひお願いしたいと、増加をするようお願いしたいと思いますし、そういう形が、一つ一つが自治会の組織率というのも上がってくるんじゃないかな。また、その老人会の組織率もこういうことでまた上がってくるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ推進を図っていただきたいというふうに思います。
- 最後の質問に移ります。元気な高齢者の受け皿ということでございますが、先ほども当初の答弁でございましたが、今の、昔の60、65ぐらいというのは今と比べれば、今の方がはるかに元気な60歳、65歳ぐらいの方がいらっしゃる。その受け皿として、まずシルバー人材センターとか管理公社、社協の方々、そういうところの充実を図っていただきたいと思うんですけども、シルバー人材センターというのはもう人間はふやせない、登録というか、登録はもちろんできるんでしょうけど、仕事先ですね、もう今後拡大する見込みというのはないんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。
- 議長 (山口経正議員)
大津地域政策課長。
- 地域政策課長 (大津鉄治君)
シルバー人材センターにつきましては、毎月加入説明会、そういった会員の加入につきましては毎月受け付けて対応をしておるということでございます。仕事の開拓につきましても、今年度につきましては県の連合会の方から開拓支援員と、ちょっと名称は済みません、はっきりいたしませんけれども、そういった方を1人配置をしていただいて、その就業、仕事の面でも仕事量の獲得についても動いていただいているという状況でございます。
- 議長 (山口経正議員)
西岡議員。
- 10番 (西岡克之議員)
わかりました。ぜひそちらの方の拡充も図っていただきたいというふうに思います。
- 最後に、介護福祉ポイント制度という形で、答弁書の方にもありましたが、今後の進展の方はいかなものかなというふうに思います。ちょっとお尋ねいたします。
- 議長 (山口経正議員)
藤井介護保険課長。
- 介護保険 (藤井尚武君)

課 長 この介護ボランティアポイント制度につきましては、現在ずっと検討をいたしておりまして、できれば来年度から市が実施をしたいというふうには思っておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
わかりました。前向きな答弁ですので、ぜひ来年度からこの件に関しても実施の方を図っていただければというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)
以上で私の質問を終わります。どうも失礼します。

議 長 (山口経正議員)
場内の時計で13時まで休憩します。
(休憩11時38分～13時00分)

議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

1番 (饗庭敦子議員)
通告順8、饗庭敦子議員の生活保護について、ペーパーレスによる紙使用量削減についての質問を同時に許します。

議 長 (饗庭敦子議員)
皆様、こんにちは。午後一番の饗庭です。お昼御飯を食べられて、満腹で若干途中で睡魔が襲ってくるかもしれませんが、そういうときには顔面に5秒間力を入れて、その後脱力をする。これを繰り返すと、もともとはこれは緊張をほぐすリラククス方法なんです。目がぱっちり覚めるかと思しますので、目を覚ましていただいて私の質問に耳を傾けていただければと思います。

では早速質問に入ります。生活保護について。生活保護については、国、都道府県知事の所管事務とされております。町は受給資格書類の受け付け業務のみを行っている認識しておりますが、昨今の不正受給や芸能人の親族受給により、その公平性が社会的話題となっております。

また、一方で、社会保障と税の一体改革の中で生活保護について、保護費の削減、保護受給者の医療費に自己負担導入等制度の見直しが議論されており、厳しい財政の影響を受ける状況になってきています。

生活保護受給者の自殺率は、10万人当たり62.4人と全国平均の倍以上となっていることが厚生労働省の調査で発表されておりますが、生活保護受給者の自殺率は、調査した過去3年で増加し続けており、低迷する経済情勢の中、生活弱者が心身ともに追い詰められている実態がうかがえます。

生活保護制度については、財政、公平性、最低限度の生活保障、対象者の増加など多くの課題を含んでおりますが、現在、生活保護受給者の増加に関連して就労支援対策に取り組んでいる市町村も広がっているといえます。

そこで長与町の取り組みをお伺いいたします。

(1)長与町の生活保護施策についてお伺いしますが、所管である国、県との関係はどうなっていますか。また、町としての役割は何とされますか。

(2) 長与町の生活保護についての実態はどのようになっていますか。また、長与町における生活保護世帯の数の推移をお伺いたします。

(3) 生活保護世帯の急増は全国的に大きな問題であります。保護世帯の固定化も喫緊の課題と言えます。町の考えをお聞きします。

(4) 生活保護世帯については、生活支援だけではなく就労支援、指導も必要な施策として実施しなければなりません。町ではどのように関与していますか。また、町として生活指導、就労支援についてどのように考えておられるかをお考えをお聞きします。

(5) 地域主権改革が進む中で、地域に密着した生活保護問題は生活保護事業の町への権限移譲も視野に入れるべきではないかと思いますが、町はどう考えますか。

ペーパーレスによる紙使用量削減について。財政逼迫の中で、経費節減は町の重要課題であります。経費について少し具体的な項目として紙使用量削減について質問いたします。

町の業務の中で使用される紙は膨大な量になるものと思われませんが、特に各種会議、連絡等で配付される資料は多量であり、資料の印刷や差し替えなど準備にも相当な手間がかかります。

また、会議が終了すると、時間の経過とともにこの資料を再び参照する機会は少なく、かなりの資料保管スペースを必要とします。そこで、現状の紙をベースとした事務作業の改善に必要があると思われしますので、ICT活用も含めて、ペーパーレスについてお伺いたします。

(1) 町の経費削減施策として、ペーパーレスについてどのような考えを持っていらっしゃいますか、また、具体的に対応を行ってありますか。

(2) 町の実態として、年間どの程度の紙使用量となっていますか、またその費用はどの程度かかっていますか。

(3) パソコン画面に資料をリアルタイムに確認できるイントラネットを構築すると効率が図られると思いますが、町ではどう考えますか。

(4) 今後は内部事務の電子化も推進していく必要があると思いますがどう思われますか。

以上、質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)

午後1時でございますけれども、しっかりと聞かさせていただいております。

饗庭議員の生活保護についてということの御質問がございましたので、お答えをしてみたいと思っております。

1番目の御質問の1点目でございますけれども、生活保護の実施機関は、議員がおっしゃるように都道府県、市、福祉事務所を設置している町村となっており、本町においては長崎県西彼福祉事務所が担任をしておるところでございます。

本町の役割でございますけれども、窓口で生活に困窮する住民からの相談

を受け、必要に応じ生活保護の制度や申請方法をその都度説明し、申請があれば当該申請書類を西彼福祉事務所へ進達をいたします。

西彼福祉事務所は、申請受理後、町の担当者及び地区民生委員の同行のもとに聞き取り調査を実施するなどにより内容を精査し、1カ月以内に決定を行うこととなっております。

また、町は毎月1日にあらかじめ指定された口座へ福祉事務所からの保護費を振り込みにより支給をしております。

2点目の本町の保護世帯の実態及び推移でございますが、西彼福祉事務所の統計によりますと平成23年度末で、被保護世帯数185世帯333名でございます。保護率1000分の7.80でございます。

年間平均値での比較ですが、平成20年度132世帯、平成21年度143世帯、平成23年度181世帯と増加傾向で推移をしております。

続きまして、生活保護世帯の固定化の課題に対する町の考え方、生活保護世帯に対する町の関与及び生活指導、就労支援についての考え方についてでございますけれども、関連がございますので一括してお答えをしたいと思います。

まず、被保護世帯の固定化は大きな問題であり、国の経済対策、雇用対策に期待するところでございます。西彼福祉事務所では、ハローワークと連携した就労支援事業等を実施しており、本町もこれらの機関と連携・協力し、生活指導も含め今後対応を図っていきたくと考えております。

続いて、5点目の生活保護事業の町への権限移乗につきましては、町村は、任意に福祉事務所が設置できることになっておりますが、財政的にも大変厳しいことから本町では権限移譲をできる状況ではございません。今後とも現在の事務に対して町民本位での業務を遂行してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、のペーパーレスによる紙使用量削減についてでございます。

1点目、ペーパーレスについての考え方と具体的な対応についてでございますが、紙への印刷やコピーを極力減らすことにより、印刷や保管にかかる諸費用を抑えるとともに、紙資源や印刷機器の電力の節約による環境問題への貢献などが見込まれております。

紙媒体は取り扱いが容易で一覧性に優れますが、電子的なメディアに比べて経年劣化の問題があり、保管容積や伝達・共有速度でも劣ります。そこで、ペーパーレス化を推進することにより、資料の保存期間の延長や情報共有の効率化、資料保管スペースの節約などの効果が見込まれております。

だれでも見ることができる紙媒体に対し、電子情報はセキュリティの面から機密を保持することができるなどのメリットもありますので、引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、具体的な対応につきましては、庁舎内における回覧文書、報告、会議室の借用などについて各職員のパソコンから閲覧できるようポータルサイトを開設し活用を図っております。

また、印刷機・複写機による紙の使用量を抑えるために、印刷機・複写機の入れかえ時に説明会を開催し、両面印刷や集約印刷の使用方法などについて周知を図っているところでございます。

2点目の年間の紙使用量とその費用につきましては、平成21年度が約276万2,000枚で費用183万9,000円、平成22年度が約279万5,000枚で費用150万2,000円、平成23年度が約291万6,000枚で費用160万8,000円となっております。

紙の使用量とその経費につきましては、引き続きその削減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、イントラネットの構築についてと内部事務の電子化についてでございますけれども、現在、庁舎内ネットワークにおいてポータルサイトを構築し、回覧文書や各種計画・マニュアルなどを共有するとともに、ファイルサーバーの設置により資料や回覧文書などのファイル共有化によるペーパーレスと事務の効率化に努めているところでございます。

また、本年度より全職員のパソコンにインターネット接続とメールアドレスの付与を行い、同様に事務の効率化を進めているところでございます。

なお、会議時などにおけるパソコン画面に資料をリアルタイムに確認できるイントラネットの構築につきましては、端末の整備やLANの構築、またソフトの購入などが必要となるため、費用対効果の面から現在からも慎重に対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

それでは再質問をさせていただきます。

生活保護についてなんですけれども、長与町の方では窓口で相談して申請をして、していかれるということなんですけれども、長与町におけるその申請を希望された場合のマニュアルというのはございますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

お答えします。先ほど答弁でもありましたように、県の西彼福祉事務所が所管しておる関係で、町独自のマニュアルというものはございません。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

独自のマニュアルがないということでありまして、受け付けをしたときにその申請に至るまでの段階とかいうのがないんでしょうかというのと、その中で担当者と民生委員との連絡をとってということだったんですけれども、民生委員さんの意見とか町長の意見とかいうのが受給資格に関してどのような関連があるのかをお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)

西平福祉課長。
 福祉課長 (西平隆邦君)
 まず、民生委員さんについては提出する書類の中に意見書というのがありますので、それについて民生委員さんはまずかかわってきます。それから、あとは町の、町長というか、町を通してのかかわり的には町が持っている情報の共有化といいますか、その住民、申請者の世帯の状況とかをそういう点で関連しております。

済みません、それから、申請時の窓口についてですが、ほかの福祉サービス等と同じように、まず窓口でというか相談室でその世帯の相談者の状況をお話を伺って進めております。

議長 (山口経正議員)
 1番 饗庭議員。
 (饗庭敦子議員)
 窓口で相談を行って、その後、民生委員さんの御意見とか伺って申請をするということなのですが、そこに町長の申請にかかわるところがあるのかなというのを御確認したいのと、それと、担当するケースワーカーさんがその県の職員になられるかと思うんですけども、その方と連携をとっていかれるかと思うのですが、その方に地域の実情といいますか長与町における実情というものを把握していただくことが必要かと思うのですが、そういうところの体制はどのようになっておりますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長 (西平隆邦君)
 福祉事務所のケースワーカーの方とは、長与町の場合ケースワーカー3名で各長与町内を分割して担当していただいておりますが、その辺で相談者等があった場合、即電話等でまず状況説明等をしまして、ケースワーカーさんも従来の担当地区ですので、ある程度の地区の状況というのは把握していただいております。

済みません、それと、先ほど言い忘れましたが、マニュアル等については、要するに保護制度等の説明をもとに相談者には説明をしております。

議長 (山口経正議員)
 生活福祉 (田島弘明君)
 部長 補足ですけれども、生活保護の進達に関しましては、長与町の決裁区分の規定によりまして課長の決裁でさせていただいております。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長 (西平隆邦君)
 答弁漏れがありますけど。町長のかかわり。
 西平福祉課長。
 福祉課長 (西平隆邦君)
 申しわけありません。その案件についての町長の意見というのは申請書類の中にはありません。

- 議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。
- 1 番 (饗庭敦子議員)
 それでは、長与町を担当するケースワーカーさんが大体長与町のことを知っておられるということなんですけれども、現在、その受給者宅をどのくらいの頻度で訪問されてるのか、または年間通じてなかなか現状会えないとかいろんなお話をお聞きするんですけれども、その場合にどのような対応をされてるのかということをお伺いしたいと思います。
- 議 長 (山口経正議員)
 西平福祉課長。
- 福祉課長 (西平隆邦君)
 原則的には月に1回、ケースワーカーさん、担当地区の対象の方と面談するようになってまして、どうしても連絡つかないようなというか、訪問して会えないような場合は電話連絡とか、連絡がつくように努めております。
- 議 長 (山口経正議員)
 いいですか。
 饗庭議員。
- 1 番 (饗庭敦子議員)
 月に1回ということでありまして、先ほど185世帯ということでありましたけれども、それが月に1回で全部回れるということになるのか、電話で済ませてるところはもう電話で済ませたということでもう訪問をしないのか。今、やっぱり不正受給というのがいろいろ問題になってるんですけれども、その訪問をしたときに不正受給というのが把握できるものなのか、どのようところで訪問して、お話をすることによって情報を得ながらお互いの話をするんですけれども、そういうところはどういうふうな指導とかをされてるのかを教えてください。
- 議 長 (山口経正議員)
 西平福祉課長。
- 福祉課長 (西平隆邦君)
 福祉事務所の方からお聞きした話ですけれども、万が一そういった不正等、疑わしいというか、そういう場合は重点的に張りついたりとか、言葉は悪いですけど張り込みというのかな、何かそういった方に重点的にその世帯を中心に近所の情報を集めたりとかケースワーカーさんたちがされているようがございます。担当地区は一応それぞれケースワーカーさんが回られて、役場の方にも連絡というか情報共有の関係もありまして、日に午前、午後に寄っていただいて話をしたりとか、そういったところを含めてですから、ほとんど回っております。
- 議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。
- 1 番 (饗庭敦子議員)
 その中で長与町におかれまして、今までにその不正受給というのが見受け

議 長 　　られたかどうかお伺いします。
 　　　　　（山口経正議員）
 　　　　　西平福祉課長。
 福祉課長　（西平隆邦君）
 　　　　　統計的な数は把握しておりませんが、就業指導とかを含めて保護を辞退と
 　　　　　いいますか、やめられた世帯とかはあるように聞いております。不正の方は
 　　　　　ちょっとそこまでは聞いておりません。不正で受給がどうこうというのは、
 　　　　　結果報告は受けておりません。
 議 長 　　（山口経正議員）
 　　　　　饗庭議員。
 　　1 番　　（饗庭敦子議員）
 　　　　　ということであれば、不正受給は今までには長与町では見られなかったと
 　　　　　理解してよろしいのでしょうか。
 議 長 　　（山口経正議員）
 　　　　　西平福祉課長。
 福祉課長　（西平隆邦君）
 　　　　　そのように理解しております。
 議 長 　　（山口経正議員）
 　　　　　饗庭議員。
 　　1 番　　（饗庭敦子議員）
 　　　　　では、この生活保護世帯がやはり年々長与町でもふえていると思いますけ
 　　　　　れども、町長としてはこの数字を見られてどう思われますか。この長与町で
 　　　　　も年々ふえていくことに対してどういうふうに考えられますか。
 議 長 　　（山口経正議員）
 　　　　　吉田町長。
 町 長 　　（吉田慎一君）
 　　　　　我々を取り巻く経済の状況というのは年々変わってきまして、現在のところ
 　　　　　非常に景気が低迷してるというのが実情だと思うんですね。その中で、や
 　　　　　はり景気が悪いと雇用の状況も悪くなりますので、働く場所がなくなるとか
 　　　　　いような状況がございますので、私としても非常にこういった形で生活保
 　　　　　護を受ける方がふえるということについてはよくは思っておりません。でき
 　　　　　るだけ景気が回復して早くこういったものが解消されて、一人でも多くの
 　　　　　方々が雇用できるような、働けるような場所があるということが望ましいと
 　　　　　思いますので、我々としましてもこういったことにつきましましてはきちんとお
 　　　　　話をさせていただきながら、ケースワーカーの方々の御意見も聞き、そして
 　　　　　また状況も把握しながらその推移を見守っていくという状況ではないかと思
 　　　　　ってます。
 議 長 　　（山口経正議員）
 　　　　　饗庭議員。
 　　1 番　　（饗庭敦子議員）
 　　　　　町長にもう一つお聞きしますけれども、先ほど不正受給のことで、今のと

ころ長与町にはいらっしゃらないということでもいいかと思うんですけれども、今後この不正受給を未然防止するには、今、担当のケースワーカーさんが行ってらっしゃるといことなんですけれども、なかなかそこで見つかるというかするのは難しいかと思うんですけれども、町長としてはこの未然防止対策というのは何かお考えがありますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)

町としましては、現在こういった形でやっていただきますのは県、市、そしてハローワークの方々が率先してやっていただいておりますので、その話をお伺いしながら未然に防げる方法を、やはり饗庭議員が最初書いておられますけども、芸能人の親戚の受給等々というのが大体発端になってこの問題が大きくなっていったわけでございますけども、そういったものがないように、今度はみんなに迷惑かけますので、そのあたりはきちんとやっぱり指導していくということが大事かと思っております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

やっぱりこの不正受給を防ぐことによって、やはり本当に支援が必要な方にちゃんと支援が行くようにしていただきたいと思いますと思うんですね。不正受給ばかりが目に出てくると、本当に必要な方にも何か不正なんじゃないかといううがった目で見られる状況がふえてきておりますので、その辺をぜひ町としても取り組んでいただければと思います。

次に、生活保護受給者に対して、今、医療費の一部削減というか一部負担金を導入しようという問題が出ておりますけれども、その中でジェネリック医薬品の使用を何か原則化すべきだと言われてるところもありますけれども、これを導入したいと考えられるのか、これを導入することによって医療費というのが医療費の薬代とするのが年間3割から8割経費削減になると言われておりますけれども、そのあたりはどう考えられてますか。

議 長 (山口経正議員)

田島生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

確かに今、厚生省の諮問機関の中でその生活保護費に対しての調査とか研究が進められてるみたいで、今おっしゃられたような形も提案されてると聞いております。これにつきましては国全体の制度ですので長与町がどうのこのというのはないんですけれども、その付近は真摯に国の動向を見て対応していきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

国の施策を見ながら長与でもどうしていくかというのを考えていただくと。

直接かかわるわけじゃないですけども、国や県に任せていいのかというところも考えていただければというふうに思います。

次に、やはり生活保護世帯に対する就労支援ということで、ハローワークとの連携ということではありますけれども、最近、自治体でも生活保護自立支援プログラムというのに取り組んでいる自治体もありますけれども、そういうところを検討されたことはございますか。

議 長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
議員さんおっしゃったプログラム等については検討はしておりませんが、答弁にもありましたように、事務所等が実施してハローワークとの連携事業等に町としても実施に協力しております。

議 長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
ハローワークと協力してということなんですけれども、具体的にどのような協力をされておられますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
一つの例としましては、通常、就業するために小さなお子さんがいらっしゃる場合とかに、通常ですと保育に欠ける要件とかないと保育園の入所とかできませんが、その辺を考慮してとりあえずその決定自体は期限つきでまずありますけども、保育園の入所をさせまして、就業活動、就活活動にその親御さんができるような体制、協力は町としてはしております。

議 長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
就労支援ということで、親御さんが就労活動ができるように、その保育園にまだ働いてらっしゃらないけれども子供さんを預けるということで理解してよろしいんですか。

議 長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
そうでございます。

議 長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
やはり就労支援の中でそのような対策も必要かと思うんですけども、今後はハローワークだけの就労支援ではなくて、自治体も一緒になって取り組むという動きも若干出てきてるんですけども、自治体でその就労支援の

ための相談窓口としてキャリアカウンセラーを入れるとか、そういうふうな積極的な自治体もありますけれども、長与町ではそのあたりはどのように考えられますか。

議 長 (山口経正議員)
西平福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
長与町内での就業の場というのがどうしても数少のうございますので、その辺は福祉事務所と協力してハローワーク等の協力を求めてそういう就業の受け皿を確保するように努めていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
響庭議員。
1 番 (響庭敦子議員)
了解しました。
その次に、町への権限移譲の件なんですけれども、今現在財政が厳しいということではなかなか権限移譲できないということではありますけれども、ことしの1月に起きた札幌市での孤立死事件は皆さん御記憶にあるかと思うんですが、非常に痛ましい事件だと思うんですね。この場合も生活保護を受けられなかったということもありますけれども、生活保護の受給者、申請者のSOSを見逃さないためにも、長与町民の実態がわかる自治体でのやはり生活保護事業ができる方がそのSOSを見逃さないで発見しやすいんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはどう考えるか、再度お伺いします。

議 長 (山口経正議員)
田島生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)
今、議員さんがおっしゃるように、そういう事態は今、少しずつふえております。先ほど町長が答弁いたしましたけれども、権限移譲を持っていきますと、やはり財政的なものは多々ございます。長与町としましては、民生委員さんとの連携が今とれております。そういうことを活用しながら早目にそういう人たちを見つけ、生活保護の申請等に役立てていくような形をとっていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
響庭議員。
1 番 (響庭敦子議員)
SOSを逃さないようにしていただいて、今後もその生活保護問題も含めてなんですけれども、やはり弱者支援というところに町としても積極的に取り組んでいただいて、また、その来町者の方がこの庁舎内で快適なサービスを受けられるように、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。
続きまして、このペーパーレスによる紙使用量削減についてなんですけれ

ども、今現在、コピー、印刷を減らすという努力をされてるということなんですけれども、この中で、最近の一例としましては、異動の内示書とか辞令書を廃止すると、画面で見れるので廃止すると。それはあくまでも一例でありますけれども、そういうことを今後取り組まれたらと思うんですけれども、具体的に長与町で何かを廃止していこうとかいうお考えはおありでしょうか。

議長 (山口経正議員)

古賀総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

お答えいたします。先ほど町長の答弁にございました一つの例としてポータルサイトを御説明いたしました。このポータルサイトにつきましては、平成17年度から導入させていただいてますので、もう8年目になります。その中で、各種回覧文書、定例的な様式、マニュアル等はすべてそのサイトの方に掲示するという形で活用いたしております。

今、議員さんがおっしゃったような辞令等の電子化というのは、その辞令本体の持つ意味合いもありますので、即座に電子化が可能かどうかちょっとここでは即答できませんが、既に利用をさせていただいてるものとしてその相当数がございますので、さらに電子化が可能なものがあれば前向きに取り組んでいきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

今、平成18年にポータルサイトを導入されてずっと来られてるということなんですけれども、ごめんなさい、平成17年。済みません。ですけれども、それによる経費削減というのがどれくらいあるかわかりになったら教えてください。

議長 (山口経正議員)

古賀総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

先ほど町長の答弁にありました利用量についての実績とは別の観点でのお尋ねだと思いますけども、まずそのポータルサイトでどういう利用をしているかということをお説明させていただきますが、いわゆる議員も御案内のとおり、イントラネットの一種でございますので、ポータルサイト自体は、言えば役場専用のホームページみたいな導入部分になります。トップページ的な意味合いですね。その中に、細かいシステムに入っていく部分と、それから定例的な様式等を掲示している部分と、あとは日々発生する回覧文書などを掲示する部分、大きく3つの役割があるんですが、一つの例えになりますけど、11月、1カ月間で43件の文書をポータルに掲示いたしております。これを例えば28課に回覧文書として紙で、仮に1枚だと考えますけども、そうすると、その分で1,200枚程度の紙の節減になると。これが年間何枚になる、それが8年間で何枚になるということで計算上は出てくるかと思いますが、若干そのトータルの使用枚数に比べるとそこまで軽減できたとい

うふうにはっきり言えるのかどうか、その辺は少し疑問のところもあります。ただ、少なくとも紙で印刷してない部分の削減効果というのはあっているものと考えております。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 それでは、今行われてる会議等の中でもそのペーパーレスを実施していつてはどうかと。職員ネットワークはあると。ポータルサイトもあるということで、今、会議自体にはパソコンを持ち込まれてはないと思うんですけども、そういうのを利用していくと、その会議中の分厚い書類もなくなるのではないかなと思うんですけども、そのあたりはどう考えられますか。

議 長 (山口経正議員)
 中村情報管理課長。

情報管理 (中村文彦君)
 課 長 お答えします。先ほどの町長の答弁でございましたとおり、例えばさっき、全職員にポータルサイトでネットワークを構築していますけど、会議とかなんかの使用にいった場合は、ポータルにもいろいろ計画書とか載せてる部分もでございます。

それで、今、議員さんがおっしゃるような、また新たに会議をどこでやるか、例えば2階の会議室なのか、例えば全員協議会室なのか、今は水道局とかでございます。そちらの方で新たなLANを構築したりとかして端末をどうするのか。いわゆる今、ノートパソコンとかタブレットとかでございます。その辺も含めて、極端に言えば来られる方全員に端末を用意したりとか、あと、それに伴うLANの工事とかソフトとかございますので、なかなかちょっとその辺に関しては、答弁でございましたとおり費用対効果も含めて慎重に検討したいと考えているところでございます。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 費用対効果もあると思いますので、具体的にその費用対効果がどうかというのを検討していただけるといいかなと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 中村情報管理課長。

情報管理 (中村文彦君)
 課 長 具体的に、その業者に見積もりとかまだ依頼とかはしてませんが、例えば30台、40台で見積もりをとることは今後検討したいと思います。

ただ、今度そのタブレットなり端末に入った資料をまた個人の端末に入れる作業もでございます。またその辺もちょっと考えていかなきゃならないかなと思ってるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

1 番 響庭議員。
 (響庭敦子議員)
 今、お話の中にも出ましたそのタブレット型端末、i P a d 等、ほかにもあるかと思うんですけれども、それを使いペーパーレスで会議をしている、ペーパーレスで議会をしているというところも、まだ少なくありますけれども出てきておりますので、そのところが利用したというのは、そのi P a d本体の実質負担がなくなる何かキャンペーンを利用したとか。いろんな補助金制度もあられるかと思うんですが、そういうのを利用してその補助金が使えるときに長与町としてもよそより早く取り組むと恐らく補助金が使えらんじやないかと思うんですが、後々になるとなかなかその補助金にも対応できないし、実質その費用がかさむのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどう考えられますか。

議 長 (山口経正議員)
 中村情報管理課長。

情報管理 (中村文彦君)
 課 長 補助金に関してはちょっとよく調べて検討していきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
 響庭議員。

1 番 (響庭敦子議員)
 補助金に関して、ぜひ検討して国、県が出せる補助金で長与町がそこにかかわれるのであればかかわっていただければなと。その補助金で、先日、岐阜県の方に私たち文教厚生委員会で視察に行っただけですけれども、その中で県の補助金を利用して町としては890円ぐらいの負担金で見守りシステムというのができたというお話だったので、そういうところも考えていただければいいかなというふうに思います。

紙の使用量が今後減っていきますと、そのコピー、印刷を減らすというところで具体的な取り組みをちょっとお聞きしたいのと、紙の使用量が減るとコスト削減ということはもっともなんですけれども、ごみの減量化、C O₂の削減にもなるかと思うんですけれども、そのあたりはどうお考えですか。

議 長 (山口経正議員)
 山下管財課長。

管財課長 (山下多喜男君)
 お答えいたします。紙の使用につきましても現在もいろいろ努力をしてくださいますけれども、今後も、先ほどおっしゃられましたようにC O₂削減、1枚1.7グラム程度というお話もお聞きしたことがございます。こういうことに対しまして努力をしていきたいと考えてるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
 響庭議員。

1 番 (響庭敦子議員)
 ではもう一つ、内部事務の電子化も推進していく必要があると思うがどう

かというところが、ちょっと町長の答弁ではどういうふうな内容だったのかちょっと聞き取れなかったので、そのあたりをもう一度御説明していただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)

基本的には内部の方も電子化できればそれがいいと思っております。ただ、今るる所管の方から話ありましたように、費用対効果考えたときに、例えばイントラネットやった場合には、あくまでもこの役場内でございます。i P a dとかそういったいろんな機材を使ってやる場合にはまた大きく長与町外の、長与の町の中のいろんな町民の方との接触とか、それからそういった伝達についてはi P a dを使ったりとか、今、情報のインフラをどう整備するかにつながってくるかと思えますけれども、長与町役場内でのイントラネットでございますので、これは紙の方が安いのか、これはまたこれを、イントラネットを構築するのが安いのかということもございませうけれども、できるだけ大量に使う紙につきましては、どうしてもこれはもう電子化とか、これはイントラネットでやった方がいいと思います。

ただ、今言いましたように、各会議室でやる場合においてはかえって見づらいということになるんですね。紙を配って、そこで10人なら10人で討議した方がわかりやすいということもございませうので、そのあたりのことも一応その利用内容におきましてもその点を勘案しながらやっていきたいというふうに思っています。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

今のお話の中で、紙の使用量が安いのか、そのイントラネットを構築した方が安いのかということではありましたけれども、イントラネットは構築するときにはもちろん費用はかかりますけれども、その後はそんなふうにランニングコストというのはかからないかと思うので紙よりもかかるといことはないのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどうお考えですか。

議 長 (山口経正議員)

吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)

先ほども申し上げましたように、これは利用する場合にどちらの方が利用勝手がいいかということもあると思うんですね。イントラネットで会議でそれで見るというのも一つあるでしょうけれども、ただ、私たちが今会議する場合には、紙を配って、10人ぐらいで、そしてこれを見て決めていった場合が早い場合も結構多いんですね、少人数の分科会というのが結構多いもんですから。そうしますと、その分については紙面を見てやった方がより会議がスムーズにいきやすいという面もございませう。

議 長 (山口経正議員)

響庭議員。

1 番 (響庭敦子議員)

使い勝手という面では紙がいいというところもあるのかとは思いますが、紙がいいというのは従来やってきたのでそれが皆さんなれてらっしゃるのでいいのかなっていうのがあります。確かに紙決裁が必ず必要な分ももちろん出てくるとは思うんですけども、今後は経費削減という面から、紙の使用量だけではなくほかの部分もあると思うんですけども、今回この紙のペーパーレス化による経費削減を行ってはどうかということで提案させていただきたいというところで、先ほども言いましたように、やっぱりCO₂の削減効果が高いというのは地球温暖化対策にもつながり環境に優しいということもありますので、使い勝手の問題、使い方とかいろいろあるかと思うんですけども、今後はやはり私、町長も最初に言われた情報インフラも含めていろんな場面でやっぱり電子化していくことが必要になってくるのではないかと思いますので、そのあたりをぜひ積極的に検討していただければというふうに思います。以上で質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で14時まで休憩します。

(休憩 13時50分～14時00分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、堤 理志議員の 内需型の経済対策について、 保育料の引き下げについての質問を同時に許します。

16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)

それでは質問をいたします。まず1点目、内需型の経済対策について質問いたします。

ことし7月から9月までの国内総生産、GDPの実質伸び率は前の3カ月に比べてマイナス0.9%、年率換算で3.5%の大幅なマイナスとなりました。3期ぶりのマイナス成長です。GDPの約6割を占める個人消費の減少はエコカー補助金の終了などで自動車の販売が減り、家電製品なども売れなくなっていることが響いています。消費者の購買意欲を示す10月の指数は2カ月連続で低下しています。消費がますます落ち込む可能性があります。

さらに日本と中国、韓国との間での領土問題等の影響により、本県への観光客が減少しています。観光地長崎市と同一の経済圏でもある長与町もその影響が懸念されます。

こうした現状を考えると、長与町として、より効果的な経済対策を検討する必要がありますと考えます。長与町の実情を踏まえると、個人消費への需要喚起と地元根差した中小零細の事業所への景気刺激策、内需主導型の対策を進めていく必要があると考えます。そこで質問をいたします。

1点目、今後の経済動向をどのように推測をしているのでしょうか。

2点目、内需主導型の活性化・振興策の考えはいかがでしょうか。

3点目、本年、町が実施した住宅リフォーム助成制度の評価と今後の考え方を伺います。

4点目、雇用対策、これはシルバー人材センターへの支援も含め、考えはどうでしょうか。

5点目、地場産業育成と雇用対策の観点から、公契約条例を制定する考えはないでしょうか。

次に、保育料の引き下げについて質問いたします。

2010年に私どもの党の議員団で町民アンケートに取り組みました。長与町のさまざまな分野について設問したアンケートでありましたけれども、このアンケートに対し、長与町の保育料が高いとの回答が多数寄せられました。

これを受け、県下市町の保育料を調査し、本町の保育料が高額であることを確認し、同僚の河野議員が一般質問で、このときの3月議会であります、保育料の軽減を行うべきとの質問を行いました。

葉山前町長、吉田町長とも検討していきたいとの答弁がなされていますが、引き下げの検討がなされたのかをお伺いをいたします。以上、よろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

吉田町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、堤議員の 内需型の経済対策についてから御質問にお答えをしていきたいと思っております。

1番目の今後の経済動向をどのように推測しているかにつきましては、本年8月に内閣府が発表しました平成24年度の経済動向によりますと、経済は穏やかに回復しつつあり、消費は緩やかな増加傾向で推移すると見込まれるとされる一方、議員御指摘のとおり、7月から9月のGDP、実質国内総生産が発表され、景気が弱めの動きとなっているとの景気判断の下方修正がなされるなど、景気の先行きは不透明な状況であると認識をしております。

2点目、内需主導型の活性化・振興策の考えにつきましては、基本的には国による強力な景気浮揚策のもと、県・市町が一致協力した対応を行うことが必要であると考えております。

なお、町単独の取り組みにつきましては、限られた財源のもと、効果的な対策を講じていく必要があります。

現在、町としましては、国のセーフティーネット融資制度の取り次ぎ、小規模企業振興資金などの低金利による融資制度、公共事業における地元業者指名への配慮、小規模修繕等契約希望者登録者制度、プレミアム商品券の発行支援などを継続するとともに、今年度、新たに住宅リフォーム助成事業や地元商品券を活用しました住宅用LED電球等導入費補助制度を創設し、町内における消費拡大や事業者の支援に努めているところでございます。

3点目、町が実施した住宅リフォーム助成制度の評価と今後の考え方につきましては、リフォーム助成事業は本年6月議会で予算を御承認いただき、

9月3日より受付を開始し、10月10日に受付を終了したところでございます。

受け付け件数は63件で合計497万3,000円の補助額、工事費の合計額はおよそ7,140万となっており、短期間での前倒し的な発注が行われるとともに、事業費ベースでも相当額に上るなど、一定の景気刺激策になったものと受けとめております。

今後の対応につきましては、受け付け終了後の問い合わせ状況や経済情勢などを踏まえ検討を行ってまいります。

4点目、シルバー人材への支援も含めた雇用対策の考えにつきましては、先ほど述べました町内事業者への支援対策を効果的に実施していくとともに、長崎市を初めとする近隣自治体と商工会等が連携した長崎地域雇用創造協議会における来年度以降の雇用促進の取り組みについて、国庫事業として採択に向けた検討を進めているところでございます。

また、シルバー人材センターへの支援につきましては、高齢者の就業の機会の創出はもとより、心身の両面にわたる健康の維持や地域ボランティア活動などの社会参加を促進するなど、高齢者の生きがい対策にも寄与するものであるため、一定の公共事業の確保に努めるとともに、運営のための適切な財政支援を行ってまいりたいと考えております。

5点目の地場産業育成と雇用対策の観点から、公契約条例を制定する考えはについてでございますが、価格競争により下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況がございます。このような状況を改善し、適正な労働条件を確保するために契約ができるように定めた条例が公契約条例と言われておるところでございます。

この公契約条例を制定することにつきましては、今のところ法的な定義はなく、現行法の労働基準法や最低賃金法、その他関係法令に基づいた上で労使間の協議により労働条件が定められているものと考えております。

また、この労働者の賃金問題につきましては一自治体の条例で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の必要性を認識し、法整備をすることが重要と考えております。

したがいまして、今後の取り組みにつきましては、国の法制定や県・市町村の動向も参考にしながら、町としての対応を図っていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、の保育料の引き下げについてでございます。

2番目の御質問の保育料につきましては、議員御質問のとおり、幾度となく一般質問を受け、検討していく旨を答弁してきたところでございます。現在、県内の自治体との比較を行い、平成2年度見直し実施に向けて検討を進めているところでございます。以上でございます。

(「25年度」の声あり)

町 長 (吉田慎一君)

失礼しました。今ちょっと平成25年度見直しを何か違う表現をしたようでございますけれども、訂正いたします。平成25年度見直し実施に向けて

- 検討を進めているところでございます。以上でございます。
- 議長 (山口経正議員)
堤議員。
- 16番 (堤理志議員)
それでは再質問をさせていただきます。
景気の動向については不透明な状況だということであります。今の国の経済状況ですけれども、平成20年にリーマンショックが発生をいたしました。100年に一度の経済不況というふうに言われまして、日本でも派遣労働者が解雇され寮からも追い出されるという、そういう状況が起こりました。こうした状況の中で、私はやはり地元のそういう商工業の活性化、そうしたものが大切じゃないかというふうに思いますけれども、まずこの点の考え方からお伺いをいたします。
- 議長 (山口経正議員)
町長。
- 町長 (吉田慎一君)
議員御指摘のとおり、今、非常にこの国内の景気というのがよくなくて、答弁をいたしましたように7月から9月のGDPが発表されて景気が弱めということで下方修正されたわけでございます。したがって、大きな部分はこの国で動いていくわけでございますけれども、町でできる部分について、できるだけ町内の経済が活性化できるように、そのできる範囲で努力してまいりたいというふうに考えております。
- 議長 (山口経正議員)
堤議員。
- 16番 (堤理志議員)
今、先ほど言いましたように、リストラとか合理化とかそういうことで日本の技術力がどんどん流出していき、それによって日本のこれまでのものづくりが大変低下を招いているという状況が起こっております。その一方で、お隣の韓国の方で日本人のそういう優秀な労働者が、まあ言ってみれば高額報酬でスカウトをされて、そういうふうに日本の優秀な技術力、どんどん外国の方に出て行っているというふうな状況で、この間ずっとグローバル化社会だということ言われておりますけれども、結局その方向がかえってこの国内のさまざまな経済を悪化させる、そういう状況になっているんじゃないかというふうに思います。
先ほど言われましたように、地元の商工業の活性化というものが非常に大事になってくるんじゃないか。国の問題と地方の問題をちょっとごっちゃになってしまっておりますけれども、一つは、やはりもう一つ、外需依存だけじゃなくて、やはり国民の懐、あるいは地元業者を温めるという、そういう方向が特に地方においては大切な問題じゃないかというふうに思います。
それで、先日から同僚議員がいろんな活性化の質問をされておりますけれども、その中で、一つは商店街のところでことし取り組みましたいろんな催しがありました。昨日、同僚議員から踊りを活用して町づくりができないか、

そういう地域の振興ができないかというふうな話がありました。私もその点に提案として言わせていただければ、例えば市場の空き店舗を利用して、その空き店舗の中に例えば子供さんたち、小学校の児童の絵画とかいろんな図工の作品なんかを展示して、そこでその子供さんの保護者を呼び込んでにぎわいを創出する。そして、それによって、そのついでに地域で買い物をする、そういったこともひとついいんじゃないかというふうに思います。今、町内の、これは保育園だったか幼稚園だったかの子供さんの作品が長崎市の百貨店の方の階段の踊り場に掲示して、そういう形で呼び込みをしております。私は、せっかくのこの長与町の子供の作品が長崎市で掲示されてですね、そしてそこで活性化するんじゃないかと、できればそういうのを長与町で取り組んだらいかがかというふうな考えを持ってるんですけども、これは教育長の方、そういうことができないかどうかですね。もちろん、先日から学校の状況をいろいろお聞きしますと、大変もう先生方も多忙だということでもありますけれども、作品、もちろんその実行委員会と学校現場とタイアップして、そういったことが検討できないかどうか、このあたりいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

ありがとうございます。教育の方でございますけれども、いい発想だと思いますね。ただ、例えば夏休み作品展も9月になってやります。文化祭のときに文化ホールで作品展もやります。そこでの、何ていいんでしょうか、見てくださる方の数とかいうのも本当に寂しいんですよ。例えば高田駅の前壁に南小の絵画がばあっときれいに張ってますね。あれなんか、本当に通るときは、ああ子供たちこんなに頑張ってるんだなあということいろいろ評価もいただくんですけども、要するに、子供たちの力をかりてまちづくりをするという、そういう視点からは学校も積極的に参加したいなと思いますけれども、その頻度とか場所とか、何かについても、また課題もありますので、検討してまいりましょう。発想としてはありがたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

ぜひ、市場の中の空き店舗というのが本当に寂しい状況だと思うので、一つはやっぱりあの真っ暗な中に、なかなか住民がそこに入っていこうという気持ちが起こりませんので、やはり一定の、今言われたような少ないということがあるかもしれませんが、普通、親だと自分の子供の作品がそこにあれば、一緒に見に行こうということで、かなりの数の親は行くんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのあたりについても検討をしていただきたいと思います。

それから、住宅リフォームの問題についてなんですけれども、これはあすのお二方ほど、この住宅リフォームの問題を質問の中で予定しているということでもありますけれども、私の方からも若干触れさせていただきたいと思

ます。

実績については、今説明があった状況、私も事前に担当課の方からお聞きをしておりまして、ざっと計算しまして、経済効果が14.36倍ということで、町が投下したそういうお金に対して、それが波紋のように14倍にわたって広がったということは、今言われたように一定の効果というか、私はかなりの効果じゃないのかなというふうに思います。また、さらに今までの一般質問の中でも申しましたけれども、これが建設業界だけにとどまるということではなくて、例えば家電、家を増築したから、その分の照明は変えてみようとか、カーペットを変えようとか、カーテンを変えようとか、家具を新調しようとか、さまざまな業種の方に波及していくということ、これは既に実施している自治体の職員さんがそのように語っているということも、これまで一般質問の中で言わせていただきました。

そういうふうな波及もございまして、ぜひ今後検討していくということでもありますけれども、そこで、どういう検討をなさるのかという点で、この経済効果を今後もより高めていくという方向で検討されるのか、それとも、やらないことを含めて検討するのかですね、このあたりを再度、答弁お願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長

(大津鉄治君)
お答えいたします。

今後の対応につきましては、受け付け終了後の問い合わせ状況とか、そういうことも考えながらですね、あと取り組みについては、検討をさせていただきたいということでございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

受け付け終了後のということでもあります。問い合わせ状況という点で1点お伺いしますが、たしか10月で、もう予算額を消化してしまったということで、もう1カ月そこらで使い切ったということで、私はかなりの好評ではなかったというふうに思います。

それから、終了後に長与庁舎の玄関のところに住宅リフォームの制度が終了しましたということでどんと張り紙がなされております。長与町には、いろんな業務がある中で、玄関にわざわざそれを張り出すということは、やっぱりかなりの方が問い合わせに訪問、役場の方に利用できないかという相談なりがかなりあったから、そういう対応をされたんじゃないかと思うんですが、そのあたりは実態としてはいかがだったんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長

(大津鉄治君)

その反響につきましてはですね、議員御指摘のとおり、問い合わせ等ござ

いまして、受け付けの段階で申請者、本人さん、もしくは委任される業者さんには、予算枠を達した場合には、もう終了いたしますということを、重ね重ね念を入れて御説明をさせていただいたと。そして、達した後は、いろんなホームページ、あるいは広報、それから玄関、先ほど申した玄関の張り紙等、そういったものを周知をさせていただくということで、一応事前にいろんなそういった説明もあわせてさせていただいております。

すいません、その後、終了後に問い合わせの件数としては、今32件ほど問い合わせはっております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

もう1点だけお伺いしますけれども、この経済効果で、私、先ほど1.4倍ということで、申請金額が約497万ですね。そして総工事費が7,141万ということで、経済効果が1.4倍という数字が出てますが、例えば町がこれまで取り組んだ中で、これほどの1.4倍という経済効果を超えるような何かがこれまであったかどうかですね。私、非常にこれは効果が高かったんじゃないかと思うんですが、いや、こっちの方がもっと経済効果あったよというようなものが、もしあれば、お示しいただきたいと思うんですが。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

現在のところ、ないというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

それでは、次の雇用対策についてお伺いをしたいと思います。

経済の活性化とか雇用対策については、これまでも何度か取り上げてきました。平成21年の6月の一般質問とか、23年の6月の一般質問で質問をしました。以前も、この緊急雇用対策の交付金とか補助金を使ってできるようなことがないのかということでお伺いしましたら、担当の部課にいろいろ問い合わせをしたけれども、なかなかいいアイデア、これといった返答がなかったというふうな回答がっております。私はそのときに、ぜひマンパワーを要するような、そういうことに雇用の創出の糸口があるんじゃないかということを主張してきました。つまりニーズがあるところに人手が、ニーズがあるのに人手が足らずにできないものとか、補助金、交付金が活用でき、町の持ち出しが少なく済むような、そうしたことがそこに糸口があるんじゃないかということで訴えてきました。この間、どうだったのかですね、ここ検証なさったかどうか、この点について、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興 (山田譲二君)

部 長 ニーズを把握した、住民のニーズに的確に対応した雇用対策ということであろうかと思えますけれども、今、町長答弁にございましたような各種施策のところは、これは今継続してやっておりますし、今年度もリフォームを初め、新しい施策を打ち出してきたというところでございます。

それから、雇用基金のお話もあったかと思えますけれども、本年度既に緊急雇用創出事業、基金事業を現在、今行っておるところでございます。これは地域上の発信ということも含め、雇用とあわせ持って事業をやるということで、県の方において採択をいただいたという事業でございますので、そのあたりにつきましては、有効な補助金と情報を十分把握しながら的確な対応を毎年毎年といいたいでしょうか、そのあたりを十分考えていきたいという形を思っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

そういう点でいいますと、今後、国体、それから障害者スポーツ大会とか、プレ大会等々がありますね。先日、岐阜の国体の障害者大会の方に視察に行かせていただいたんですけども、会場のいろんな状況を見ますと、相当な今後人手が要るんじゃないかというふうに私は感じて帰ってきました。もちろんこの大変人手が要るのを全部雇用で賄うというのは現実的ではありませんもんですから、ぜひかなりの方の無償のボランティアの協力の要請も必要じゃないかというふうに思います。

それと同時にボランティア以外の、例えば特別な専門性があるとか、一定難易度があるようないろんなことが出てくると思えますので、そういうものの積極的な雇用につなげていくとか、あるいは地元の業者さんに対してこれを優先発注をしていくというようなことが今後必要になってくるんじゃないかと考えますけれども、このあたりについての、言ってみれば国体関連とこの雇用、経済対策を結びつけるという、そのあたりの考えがあれば、お伺いしたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

国体事務局長。

国体事務局 長 (藤田 茂君)

お答えさせていただきます。

国体のいろんな業務については、まず最初がボランティア、こちらの方を優先的に要請をしていきたいというふうな考えであります。

それから、シルバー人材センターの方の活用、こういったものを取り入れてまいりたいという計画は持っております。

それから、町内の事業所、企業、こういったものへの発注というのは、もう既に積極的に取り組んでおりまして、それ以外にも町内の授産施設、こういったところへの発注といったものにも極力お願いをするという形で対応いたしております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

- 堤議員。
- 16番 (堤 理志議員)
- それでは、シルバー人材センターの件ですけれども、このシルバー人材センターというのをいろいろ調べてみたら、一つのこれは自主独立の、そういう独立した法人格がある組織ということで、質問通告を出した後に、この内部のことについてとやかくちょっと言えないなということもありますもんですから、ちょっと質問しにくいんですけれども、ただし、このシルバー人材センターに対しての支援というのは、長与町のこの政策的なことでは、やしたり減らしたりというのが可能なかどうか。このあたりは何か法的に、例えば補助金が何分の何というような規定があって、それに拘束されるものなのか、このあたりはいかがな状況なんでしょうか。
- 議長 (山口経正議員)
- 地域政策課長 (大津鉄治君)
- 地域政策課長 シルバー人材センターに対しましては、まず国庫補助がございます。そして、それを構成する、うちの場合は長与と時津町でございますけれども、それを構成する町が、まず国庫補助金相当額を補助金として支出をしなければならぬということでございます。
- 議長 (山口経正議員)
- 地域政策課長 (山口経正議員)
- 堤議員。
- 16番 (堤 理志議員)
- ちょっと私自身がちょっと理解不足しております。また後日、今後また質問でしていきたいというふうに思います。
- それから、公契約条例についてなんですけれども、これについては、今の答弁ですと、余り積極的でないというか、まずは国が云々ということでありましたけれども、私もこれちょっと過去を振り返ってみますと、平成20年の12月議会でこの公契約条例を考えてはどうかという質問をいたしております。当時の総務部長が、地場産業をより重視する総合落札評価方式を検討しているというふうな答弁がなされております。しかし、私はこの間、不況の中で官公需、それから民間の発注を問わず、非常に低価格競争が激しさを増している状況じゃないかというふうに思います。競争原理すべてを否定するものではありませんけれども、低価格競争一辺倒になりますと、そこに従事している従業員の方々の低賃金、貧困化、地場事業者の経営の悪化とか、またはコスト削減による公共物の品質の悪化というものが心配されるんじゃないかというふうに思います。
- つい先日も、高速道路のトンネルの崩落事故が起こりましたが、会計検査院がもうかなり昔に、ちょっと老朽化だけじゃなくて品質そのものもどうなのかというような指摘がなされていたというような報道もっております。また、県内の某公共工事の現場では、建設資材の質の問題が発覚をい

たしております。

このように低価格によって利用する住民の安全が犠牲になったり、または労働者、そしてその家族の生活にしわ寄せが来たり、また地元貢献している業者さんが育たなくなったりというようなことはやはりいい傾向とは言えないわけであります。

そういう点でこの利用者の安心、安全でありますとか、労働者の賃金の保障、地場の育成をして、町内の業者の下請に参入させる等々の、そういうことをすることによって評価が上がるといような趣旨のそういう内容を盛り込んだこの公契約条例というのは、やはり私は必要じゃないかというふうに感じております。

労使間の協議で云々といいますがけれども、建前はそうなんですけれども、それがなかなか機能していないというのが今の現状ではないかというふうに思います。受注した後に、下請、孫請といくほどに、なかなかそこで働く労働者の皆さんは、まともな生活をするだけの収入、賃金が得られていないという状況があります。私は、これはもう国とか労使間協議に任せておく段階ではないというふうに思います。全国の自治体で、もうそういうことを言っておられないということで、自前でそういう公契約条例を制定している自治体もかなりの数、生まれてきております。

そういうことでもう少し自治体じゃだけじゃできないと言わずに、検討ができないものかどうか、このあたりについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

現在、いろいろ仕事の業については、ある一定の金額以下につきましては、地場の業者さんにやってもらうというようにもやっておりますし、いろんな形でやっておるわけでございますけれども、特にいろんな形での発注につきましても、最低金額とか、そういったものもあります。

そして、決まったところに下請として長与の業者を使っていたきたいところにつきましても、きちっとお話をしながら進めていくということもありまして、この公契約については、長与町としても今からの課題かなとは思っております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

検討するとは、なかなかおっしゃってもらえずに、今後の課題だということですので、ぜひこういう全国のそういう状況なども見ながら、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に、保育料の引き下げの件について伺いをしたいと思います。

その前までは、例えば金額については高い方がいいという話だったんです。今度は低い方の話になりますけれども、平成23年の3月に同僚議員、河野

議員が質問をいたしております。そのときの議会だよりを見ますと、住民アンケートを行った結果、保育料が高いという声が多数寄せられて、本町の保育料を引き下げできないかということで質問をしております。今後、十分に調査研究をして、それが可能なかどうか、検討したいというふうな答弁が返ってきております。

それで先ほど答弁の中で、平成25年検討ということは、25年度に検討するのか、それとも25年度の当初に保育料の改定が間に合うような検討をされているのか、ちょっとこの点がわかりにくかったので、お伺いをしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃるように、この保育料につきましては、各議員さんの方からもいろいろ御指摘受けてます。

私としましては、25年度に実施に向けて、作業をして進めていきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

もう25年度に実施する方向でということですので、余りこっちも質問をすることはないんですけども、せっかくなので、私が調べてきた範囲でちょっと申したいというふうに思いますけれども、長崎市の保育料と長与町の保育料を私ずっと計算をしてみました。何歳から子供さんを預けるかというのは、その家庭家庭でありますけれども、例えばもうゼロ歳から預けたというふうに仮定して、6歳児まで預けたというふうに仮定をしますと、これ第4階層というふうに長与町で言うておりますけれども、所得税額が4万円未満の家庭でゼロ歳から6歳まで子供さんを保育した場合に、この期間トータルでどのくらい差額が出るかといいますと、32万4,000円、長与町民の保護者の負担が多いんですね。それから、もう一つが第5階層というところは、所得税額が4万円以上で、10万3,000円未満のそういう所得階層の部分ですが、ここについては、この期間でトータルしまして42万円、長与町民の方が長崎市の住民と比べて多く負担をしておるとい状況であります。

もちろん国にも負担、町も負担ということで、全体で保育料というのは賄っているわけですけども、ちなみに住民が第4階層で、この間トータルで1人の子供に対して220万円の保育料を保護者は見ております。また、第5階層については約300万の保育料の負担を見ております。

ちょうどこのくらいの子育て世代といいますと、まだ若い世代でありますから、当然所得もそうないような家庭が大変大きな負担をしているということで、私はやはりこういう状況を見たときに、せめてお隣の長崎市か、それより低いぐらいじゃないと、町長がおっしゃってるように、若い人たちを長

与町に呼び込むというのに非常にここでネックになってくるんじゃないかというふうに思います。

一つ、その引き下げをした際に、それだけじゃなくて、やはりその長与町の方が安いということを多くの方に知ってもらうという必要もあるかと思うんですよ。そのあたりの周知ということも検討がなされているのかと、この点についてお伺いをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)
議員さんの御質問にお答えします。

保育料を値下げした後の周知ということですがけれども、一応今年度、今から予算案の編成がございます。3月の議会にお諮りして、議員さんの承諾を得た後に、早急に広報、ホームページ、自治会回覧ですね、含めたところで周知をしていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

例えば4月から子供さんを、新年度から子供さんを預けたいという家庭から見ますと、いろんな問い合わせが住民の方からある場合に、3月議会での審査というふうになりますと、現行の保育料で説明をしないといけないというふうに思うんですけれども、このあたりが非常にどうなのかなという気がするんで、本来なら、もう少し早目に、12月議会あたりでそういう改正なり、これ条例になるのかな、そういう提案が必要ではなかったのかなというふうに感じるんですが、住民の方に、これ改正がされるという前提で話しするのも非常におかしな話ですがけれども、町として改正をしたいと思いがあんなら、ちょっと遅いんじゃないかなという気がするんですが、例えば臨時議会を開いて、もっと早目に条例を提案をするということも、住民の立場から見れば、必要じゃないかなと思うんですが、そういう考えないものかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)
金額自体は規則の方でうたっております。

ただ、やはり予算の関係がございますので、3月の議会ということになってます。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

そうですね、保育料については規則ではあると思うんですがけれども、それでは、住民の方から、例えば1月、2月、3月あたり問い合わせがあって、4月に子供を入所させたいんですけど、保育料はどうなりますかという、そ

うという問い合わせがあった場合に、どういう回答をなさる計画なのかですね、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
4月からの入所につきましては、継続のお子さんが、年明け後、1月末ぐらいから移行調査といたしますか、受け付けに準備に入りまして、基本的に新規に入られる方は前月の中旬までに申し込みということになります。

議長 (山口経正議員)
16番 (堤理志議員)
堤議員。
私もそれについては、どういう言い方をしたらいいのか、ちょっと非常に迷うんですけども、議決されてない云々と言えば、そうなんですけれども、ただ、町としてはこういう案を持っていますよ、これが議会で通れば、この数字になりますよという、そういう丁寧な対応が必要じゃないかと思いますが、もう一度、その点についていかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長 (田島弘明君)
建前的には、先ほど課長が申したようなことなんですけども、一応町長ヒアリングを済ませると、おおよその数字が判明しますので、継続的に入所を希望される方につきましては、その旨は説明はさせていただきたいと思いません。

議長 (山口経正議員)
16番 (堤理志議員)
堤議員。
では、私の質問はこれで終わります。

議長 (山口経正議員)
場内の時計で15時まで休憩します。
(休憩14時46分～15時00分)

議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順10、分部和弘議員の 国体開催に向けての取り組みについて、町の防犯政策についての質問を同時に許します。
5番、分部和弘議員。
5番 (分部和弘議員)
皆さん、こんにちは。本日最後の質問であります。よろしく願いいたします。

それでは、早速質問をさせていただきます。

国体開催に向けての取り組みについて、岐阜県開催の清流国体は、さわやかな川の流れの中、人が出会い、きずなを深め、多くの感動を残し、次回開催地、東京都にバトンが引き継がれました。長崎国体も開催まであと2年となりました。国体の開催に向けて質問をいたします。

今回の会場に指定されたふれあい広場、運動公園広場、練習会場の現在までの整備状況と今後の計画について、あわせて変更点などがあればお伺いをいたします。

会場周辺の各種施設の整備状況についてお伺いいたします。

開催時の交通機関の運送計画及び連携についてお伺いをいたします。

花いっぱい運動、各種ボランティア募集、応援のあり方についての検討、実施状況についてお伺いをいたします。

開始式の検討状況についてお伺いをいたします。

大きな2点目、町の防犯施策について、防犯の意味で地域における防犯カメラの設置、各種啓発活動、警察との連携など、町の防犯対策について質問をいたします。

高齢者及び若年者への防犯対策状況についてお伺いをいたします。

本町における防犯カメラの設置状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、きょう最後の質問でございます。分部議員についてお答えをさせていただきますというふうに思います。

1番目の御質問について、1点目、今回の会場に指定されたふれあい広場、総合運動公園、練習会場の現在までの整備状況と今後の計画、変更点等につきましては、長崎がんばらんば国体の競技会場関連整備事業としまして、本年8月に総合公園運動公園広場内に多目的トイレが完成をいたしました。引き続き、競技会場となりますふれあい広場と運動公園広場の表層土入れかえ、並びにふれあい広場の防潮柵設置と西側トイレ新設につきましても、本年度中の完成に向け、工事及び準備を進めているところでございます。

一方、練習会場関連整備事業としましては、本年10月に長与北・長与南小学校グラウンドの整備が完了いたしました。

また、浄化センター内広場についても、今年度中に簡易な表土整備工事を実行委員会において実施することといたしております。

次年度以降の整備計画といたしましては、ふれあい広場のバックネット改修、ナイター照明の角度調整を予定をしております。

なお、開催に当たりましては、仮設の競技会場を設営して実施することといたしております。

主な変更点といたしましては、国体の後に開催されます全国障害者スポーツ大会の会場が、当初運動公園広場とふれあい広場の2つの会場を予定して

おりましたが、運動公園広場に2つの競技場設営が可能であるとの判断から、1会場での開催が本年10月に決定いたしております。また、来年のリハール大会における練習会場につきましても、多くのチームが大型バスで来町することが予想されるため、スムーズな乗り入れが可能な練習会場の設定に向け、現在調整を行っているところでございます。

続きまして、2点目、会場周辺の各種施設の整備状況につきましては、国体・全国障害者スポーツ大会での周辺施設、関連施設として町民体育館、つどいの家、町民文化ホール、南交流センター並びに会場周辺駐車場が上げられますが、駐車場以外の建物等につきましては、仮設等で対応をしまいたいと考えております。

駐車場につきましては、各会場の駐車場に加え、町民体育館、浄化センター駐車場、並びにまんでん横の西彼中央土地開発公社所有地、ふれあい広場横の港湾施設、あわせて西側埋立地港湾施設の利用に向け、現在、所要の手続を進めているところでございます。

なお、会場周辺、関連施設周辺の環境美化等については、各大会開催に合わせて実施することといたしておるところでございます。

3点目、開催時の交通機関、航空、JR、車、バス、船舶の輸送計画及び連携につきましては、来年2月開催予定の実行委員会輸送・交通専門委員会におきまして、実施要綱等の御検討をいただき、決定することといたしておりますので、現時点での計画案での御回答をいたします。

まず、監督、選手の輸送につきましては、宿泊予定の長崎市からチーム専用バスまたは借り上げバスによる輸送となります。

次に、一般来場者の輸送につきましては、長与駅と長与港から運動公園広場を経由して、ふれあい広場までのシャトルバスを運行する予定にしております。

なお、長崎空港から長与港を結ぶ大村湾観光汽船につきましては、利用者見込み計画等を作成し、増便のお願いをしまいたいと考えておるところでございます。また、自家用車等で来場の皆様には、十分な駐車場の確保に努めるとともに、シャトルバスとの連携も図ってしまいたいと考えております。

続いて、4点目でございます。花いっぱい運動、各種ボランティア募集、応援のあり方についての検討、実施状況につきましては、実行委員会の総務・企画専門委員会において、決定をいただいた町民運動実施計画に基づき、各種の取り組みを進めております。

まず、花いっぱい運動ですが、本年度は試験栽培の年と定め、町内の各保育所、幼稚園から大学並びに各公共施設において、長崎県実行委員会から9月に配付されました花苗1,224本とプランター256個を活用し、栽培をスタートをさせております。今後、国体開催年までには町内の花壇とプランターおよそ2,300個の栽培を目標に、各コミュニティーや自治会などにも御協力をお願いをしまいたいと考えております。

次に、各種ボランティア募集につきましては、先般、専門委員会において

長与らしさを表現するボランティア名称の公募選考を終え、ボランティア募集要項の決定をいただいております。募集期間としましては、リハーサル大会が平成25年2月から5月まで、国体につきましては平成25年11月から平成26年6月までを予定しております。

続きまして、応援のあり方についてですが、国体並びに全国障害者スポーツ大会につきましては、各自治会の御協力をいただきながら応援団を編成してまいりたいと考えております。また、各小・中学校の応援についても、御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

5点目の開始式の検討状況につきましては、現在、国体のソフトボール競技4種別の開催会場となります2市2町の連絡会議において、監督会議、開始式の開催協議を行っており、開始式につきましては、各会場市町で実施する方向で進んでおります。

開始式の実施に当たっては、長与町式典基本計画に基づき、町民皆様の参加と御協力をいただきながら参加者の心に残る演出を施すとともに、選手等への負担にならないよう実施するというところで準備を進めております。

具体的には、開始式会場としてメイン会場であります運動公園広場を予定しておりますが、万一、雨天の場合は町民文化ホールでの実施となります。また、アトラクションとしては、長与町の特色を生かした郷土芸能や子供たちによる演技、演奏等を取り入れる予定をいたしておりますので、今後、関係者への御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、町の防犯政策についてでございます。1点目の高齢者及び若年層への振り込み詐欺及び架空請求関連の防犯対策状況についてでございますが、町では悪質商法被害防止のステッカーの配布並びに広報誌による消費生活相談事例の紹介、相談先案内の掲載やホームページによる情報提供などの啓発活動を実施をしております。

また、消費生活相談に係る嘱託職員を配置し、消費生活に関する相談の受け付けや老人会、自治会、公民館講座、介護ヘルパー会等での出前講座並びに長崎県消費生活センターと連携した消費生活移動相談などの活動を実施をしております。

なお、消費生活相談状況につきましては、昨年度の長崎県消費生活センターの相談業務の実施結果では、県内の相談件数は3,748件で、前年度と比べ352件減少しておりますが、70歳以上の高齢者の相談件数は増加している状況となっております。

年代別での相談内容といたしましては、20歳代から60歳代では携帯電話等によるインターネットを利用したトラブル、フリーローン、サラ金が上位を占めており、70歳代では健康食品、ファンド型投資商品が上位を占めている状況でございます。

本町での昨年度の相談件数は48件で、やはり70歳代の高齢者の相談件数が増加しており、相談内容についても、ほぼ県の状況と同様でございます。

2点目の本町における防犯カメラの設置状況につきましては、現在町内には7つの公共施設及び公的施設に18台、緑が丘自治会が団地出入口に3

台設置している状況でございます。

その設置及び運用につきましては、長崎県が策定しております防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインにより設置、運用をしているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

それでは、ただいま回答いただきました国体開催に向けてと防犯政策についての再質問をいたします。

まず、国体開催に向けての再質問をさせていただきますが、町長の今回の国体にかける思いを最後にお伺いいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、準備状況ですけれども、準備状況は順調に進んでいるというふうな今の回答の中からも思われます。今後、リハーサル大会に向けて詳細な取り組みになるかというふうな思いますけれども、何を行うにしても、事前の検討はよくされております。しかし、振り返る事後の検討になれば、おろそかになるのが通常というか、よくあることです。

今回、リハーサル大会が行われます。そのあたり、本国体を1年後に控えておりますので、そこら辺の事後の検討会などの開催計画、どのように行っていくのか、ちょっとお伺いをいたします。

議 長 (山口経正議員)

国体事務局長。

国体事務 (藤田 茂君)

局 長 お答えします。

リハーサル大会終了後に、関係者、町職員が班長、いろんな係の班長、あるいは係、それからボランティアという皆さんにお願いをして運営を行うわけですけれども、各班のリーダーあるいはボランティアもその班の中に含まれたリーダーの代表者を含めて反省、それから通常イベント等を実施したときに、今現在、庁舎内でも行ってありますが、反省点、改善点等を文書で聴取をさせていただこうというふうな計画でおります。以上です。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

わかりました。特に、大会後の事後の検討会は重要かなというふうには思っております。十分な検討を行って、反省を生かして、本大会を迎えたいというふうな思います。

次に、の各種設備の整備状況についてですけれども、ちょっと細かいことを言わせていただきます。ふれあい広場と運動公園広場ですけれども、それぞれ会場入り口を見たときに、既設のマットの劣化が気にかかります。総合的に全体的なエントランスを含めた整備化計画はどのように行われていくのか、ちょっとお伺いをいたします。

議 長 (山口経正議員)
国体事務局 長 (藤田 茂君)

エントランス等の整備計画ということでございますけども、まずエントランスはお客様を迎え入れる入り口ですので、来場者の第一印象として記憶に最も刻み込まれる場所となりますので、心からのおもてなし等をあらわしたいというふうな考えでおります。具体的には、歓迎アーチ、それから飾り花、またメイン会場の運動公園広場は入り口がコンクリートになっておりますので、そのコンクリート面を活用して歓迎アート等が設置できないか、今調整を行っているところです。以上です。

議 長 (山口経正議員)
5 番 (分部和弘議員)

わかりました。

次に、特にふれあい広場関係ですけども、設備関係で新たなトイレ、多目的トイレですけども、運動公園の方にはできましたけども、ふれあい広場に関しては、入り口に既設のトイレがあります。よう見ればですよ、何か敷居も低く、そしてトイレも和式がメインであるということと、あと行事が行われた際に、よく並ぶ傾向を見ます、女子トイレとかですね。それは、よう見れば、上にためる方式になってますよね。使ったら、水がたまるまで待つとくというような感じも受けます。それを直結するとか、小さな予算で改善できることがあるかなというふうに思いますけども、最初にやはり入り口の近くのトイレを、だれでもが利用するかなというふうに思いますけども、そこら辺の整備計画はどのようになっていますか、お伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)
スポーツ 振興課長 (吉村邦彦君)

トイレにつきましては、Bコートの方に、今度9月補正で予算をいただきましたので新設をいたします。

それと今後の計画としまして、当然25年度以降につきましても、若干手直しというのもあるかと思っておりますので、そこら辺は25年度予算の中で対応できるものにつきましては、やっていきたいということで考えております。

議 長 (山口経正議員)
5 番 (分部和弘議員)

ぜひこの国体を機に、機会にさせていただいて、安全に安心して気持ちよく使用できる環境をつくっていただきたいと思っておりますので、町長の方にもよろしく願いしておきたいと思っております。

それと、整備状況に関してですけども、ナイターの角度調整とか、いろいろ出てきましたけども、ふれあい広場のやつは既設のものを使うと思っておりますけども、運動公園広場のメインの方はどのような考えがあるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
国体事務局 長 (藤田 茂君)
お答えします。

御承知のとおり、ふれあい広場の方は現在既存のナイターがございます。そのナイターにつきましても、若干照度が不足するというふうな状況もございますので、これは仮設対応で投光車を設置をして、照度については対応をしてみたいと。

それから、メイン会場の運動公園広場の方については、国体では1会場ナイターを準備すればいいということになっておりますので、ふれあい広場のナイターの方を充実して対応をしたいというふうに考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
5 番 (分部和弘議員)
わかりました。

そしたら、そのふれあい広場関係なんですけども、リースという形をとられるというふうに思いますけども、それぞれリースに至るまで常設と、それぞれ引き合いの見積もりととるかというふうに思います。その金額的に言えないところもあるかというふうに思いますけども、割合的にどんなものなのかなということで、ちょっとお伺いをいたします。

議 長 (山口経正議員)
国体事務局 長 (藤田 茂君)
お答えします。

先ほど申し上げました投光器、これにつきましては、通常の工事用の投光器あたりとちょっと状況が異なりまして、ナイターゲーム、野球とかソフトボールのゲーム用の投光器という形になりまして、なかなかふだん使用頻度が低いということもございまして、リース単価もかなり高額という形で、先催県の状況で申し上げますと、約100万から140万というふうなことでお聞きをしております。

うちの方では、今の照度を、スポーツ振興課の方でナイターの電球、これについて交換ができた想定した場合に、それでもやはりその投光器を積載いた車両、これが2台必要になるかなというふうなことで考えております。

議 長 (山口経正議員)
5 番 (分部和弘議員)
わかりました。

これ2台で、100万か140万、1台ですよ。それを常設すると、なった場合ですね、どのくらいの金額が必要になるかということで、ちょっとお伺いをいたします。

議長 (山口経正議員)
国体事務局 長 国体事務局 長。 (藤田 茂君)
お答えします。
照明投光車の常設というのは、まず無理かと思えます。それに対応する対応としては、今現在、ふれあい広場にございますナイターの灯具を交換するとか、あるいは電球を交換するといった対応になってくるかと思えます。
詳細の金額については、ちょっとスポーツ振興課の方で所管をされておりますので、申し上げられません。申しわけございません。

議長 (山口経正議員)
スポーツ振興課 長 (吉村邦彦君)
新しく、例えば同じような照度でやった場合に、やっぱりこれちょっと実際にまだ見積もりという形ではとっておりませんが、600万から700万、それ以上見とかなないといけないかと思っております。

議長 (山口経正議員)
5番 (分部和弘議員)
わかりました。値段がそう変わらんとやったらですね、常設にしとった方が、1回の大会で終わってしまうよりも、常設でできないかなとちょっと思いましたから、質問させていただきました。
そしたら、3番目の交通機関の取り組みについて質問をさせていただきます。
回答にもありましたけども、航空については、長崎空港から長与港、あるいは時津港経由で乗り継ぎと考えますが、長与港は確かに言われるとおり便数が少ないです。時津港については、移動時間や乗り継ぎを考えると不便になります。回答にもありましたけども、国体期間だけの増便をお願いするということでありましたが、もしできなかった場合は、これは時津港と会場間のシャトルバスの計画はどのようになってますが、お伺いいたします。

議長 (山口経正議員)
国体事務局 長 (藤田 茂君)
現在、実行委員会の方にも、大村湾汽船ですね、この営業課長さんを入れていただいております、以前からずっとお話は進めております。前向きなお話はいただいておりますけども、実際に利用見込み、この数量によっては、議員さんおっしゃるように増便がかなわないという状況も発生してくるかというふうに考えております。
現在の状況を申しますと、長与港関係の船便は、長与港発が6時35分、それから約9時まで3便ございまして、その後は17時45分、空港行きがこの3便だけと。帰りの空港から発の便に関しては、18時30分と21時25分の2便だけということになっております。これ以外の東京、名古屋、

大阪、沖縄等の発着便については、時津港へのすべて連絡というふうになっておりますけども、13時30分以降の時津行き船便については、長与港までの無料タクシーが配車をされると、申し込んでおけば、大村空港で乗る際にタクシーをお願いをすれば、無料で長与港までは運んでくれるという状況になっております。

しかし、国体への来場者は午前中の便を利用されるということが恐らく想定されます。もし、その増便の対応ができなかった場合ですけども、これは大村湾汽船の方に対し、全便への無料タクシーの配車をまずお願いをしたいというふうに考えております。

なお、時津港からのシャトルバス運行も検討をいたしておりますが、ほかの空港バス等との不均衡、特に最近、打坂経由の空港バス等の新設をされておりますので、そういったほかの空港バス等との不均衡が生じる可能性もございますので、こちら辺は慎重に調整を行って判断をしたいというふうに考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
分部議員。

5番 (分部和弘議員)
わかりました。

次に、マイカー通勤や、あるいは駐車場からの案内についてですけども、現在カーナビの普及もあり、会場までの道のりはある程度わかるかなというふうに思いますけども、道のりの看板で、やはり自動車であれ歩行者であれ、会場までのやはり矢印だけじゃなくて距離表示が大事なかなというふうに思います。あと何キロ直進、あと300メートル先会場という、そういった親切な表示が必要かなというふうに思ってますけども、事務局の方でどのように考えていらっしゃるでしょうか。

議長 (山口経正議員)
国体事務局長。

国体事務局 長 (藤田 茂君)
お答えします。

実際に私どもも先催県の視察等に行きまして、会場までの案内板が非常に少ないというふうな印象も持って帰ってまいりました。高速や有料道路等をおりてから会場までナビがないと行けないという状況の先催県というのがかなり多かったというふうに記憶をしております。

長与町での開催に向けては、これは道路管理者等との御理解も必要になってまいりますけども、会場までのスムーズな案内ができますように努力をしたいというふうに考えております。

また、分部議員さん、国体出場経験何度もされておりまして、その経験から今御提案をいただきました。あと何キロ、会場までですね、そういった御提案をいただきましたけども、それはぜひ御提案に沿って対応をさせていただきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

きます。

各自治会の御協力をいただいて応援団を編成をしまっているわけですが、各応援団のリーダー、これを決めていただくかなというふうに考えております。それが決定しますと、リーダー研修を実施をしたいというふうに考えております。

ソフトボール競技等における応援としては、まず応援チームが攻撃をしているときに応援をするというのが基本的なマナーとされておりますので、応援チームが攻撃中に確実に応援をするというマナーだけは守っていききたいというふうなことで考えておりました。議員さんが御指摘のとおり、先催県におきましても、このマナーが守られずに、過度の応援合戦が繰り広げられて、双方の関係者、保護者等からクレームが続出したというふうな事例も伺っております。一方、先般開催されました岐阜清流大会、これは障害者スポーツ大会ですが、小学生による応援団がマナーを守り、息の合った見事な応援を繰り広げたということで、来場者を感動をさせたといった場面も視察をさせていただきました。

ぜひ長与町においては、マナーを守り、すばらしいおもてなしの応援ができますように、関係皆さんの御協力をいただきながら応援団の編成に努めたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

分部議員。

5番 (分部和弘議員)

よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、ボランティア関係ですが、ボランティアそれぞれ会場トウセイやら、会場整備、会場案内など、いろいろなボランティアが必要となります。そういった中で、ボランティアをどのような形で配置するのか、また指導教育はどのように行われていくのか、その計画があれば、お伺いをいたします。

議長 (山口経正議員)

国体事務局長。

国体事務局 長 (藤田 茂君)

お答えします。

大会運営に係るボランティアの養成等については、また大会が円滑に運営されるためのボランティアの配置等についてでございますが、ボランティア募集要項については、11月29日、先週、第2回の総務企画専門委員会で審議をいただき、名称も公募の中からミックンがんばらんば隊という名称が先週決まったばかりでございます。

募集内容としては、7種の区分に分けての募集をしたいと。7種に分けることで、これなら自分にもといった選択ができるように配慮をいたしております。

募集要件としては、町内に在住、在勤、在学の中学生以上の個人、または団体となります。

大会を円滑に運営するためにボランティアの皆様には、まず基礎編として

おもてなしの対応に係る研修を実施する予定であります。その後、各係への配置、個人の御希望、ボランティア作業がありますので、それに応じて配置をいたしまして、その後、役場職員で構成します班長、係員、これを中心とした業務研修ですね、これは大会の概要、大会内容、会場の各施設の配置状況、それから町の自慢といったものを中心に業務研修を実施するよう計画をいたしております。

我々も先催県に視察に行きまして、まずボランティアの皆さんが笑顔であいさつをされるというのが、もうこれがまず第一印象で、この町はもてなしてもらっているという印象を受けますので、そこら辺は特に注意をして養成を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

分部議員。

5番 (分部和弘議員)

よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この岐阜清流国体の各種ボランティアということで、案内、ちょっとインターネットからひらったんですけども、いろいろと計画されて実行されているなというふうに思いました。それぞれ長与町の開催時、あるいはがんばらんば大会開催に向けて十分ボランティアを活用していただき、スムーズな運営となるようお願いしていきたいというふうに思います。

次に一番最後、開始式関連ですけども、これは長崎県か、警備の問題などあろうかというふうに思いますけども、開始式への皇室関係者の御臨席は考えてないのか、お尋ねをしたいと思います。皇室関係者が来ることによって、長与町のどこかを訪問されるかもしれません。全国的に長与町をアピールするよい機会かなというふうに思いますけども、お伺ひしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

国体事務局長。

国体事務局 議長 (藤田 茂君)

お答えします。

天皇または皇族等がお見えになる、行幸啓という表現をしておりますけども、これにつきましては、まだ現在は未定の状態です。先ほど町長の答弁の中にも、開始式については開催会場でやるという方向で進んでおりますので、もしかすると長与町という形が出てくる可能性としてはございます。

先催県を参考に申しますと、会場決定は約3カ月前というふうに聞いております。それから、正式に行きますという発表が数週間前と、これは恐らく警備の関係だというふうに理解をしております。

先週、11月30日に全国障害者スポーツ大会に係る会場地の現地調査が長与町でも実施をされました。その折に、長崎県警の国体対策課、警察の方からお見えになり、各会場の警備に係る事前調査が実施をされております。もし、長与町への行幸啓、これが決定となった場合は、県や県警の行啓計画資料の提出、あるいは長与町において皇族の御休憩所、それから御座所、お座りになられるところの整備、また当日は県、町、議会関係の皆さんによる

お出迎え等が必要になってまいります。さらに、来場者に対しましても、会場への入退場が1カ所という多分制限がされるであろうというふうに考えております。また、入退場門には、警察による手荷物検査場が設置をされるというふうなことでお聞きをしております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

警備あるいは運営で大変になろうかというふうに思いますけども、来ていただくことによってアピールできれば幸いかなというふうに思いますので、御検討の方、よろしくお願ひしていきたいというふうに思います。

それでは最後ですけども、町長の方に、国体に対する思いをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (山口経正議員)
 町長。

町 長 (吉田慎一君)

まず最初に、議員がおっしゃられた事前に判断をして、事前に検証をしてやるということを心がけてまいりたいと思ってます。トラブルがないように、そして間違いがないように、事前に尽くしていくことが大事かと思っております。

今回、私たちはこのがんばらんば国体、がんばらんば大会において、もう実は始まっておるわけございまして、小・中学生によるデザインとか絵とか、標語とか、もう参画していただいております。そして、そういうものでまず皆さん方を、全国から来るソフトボール少年女子の方々のおもてなしということを考えてやっていきたいというふうに思っております。

気分よくプレーができますように、そしてまた応援団、その他の方々が長与町に入ってきて気持ちよく滞在できると、そういった形でのおもてなしというのをやっていきたいというふうに思っております。

花いっぱい運動もまさしくそうございまして、町民の皆さん方、あるいはボランティアの方々、そして町の職員みんなでこの花いっぱい運動ということでやっていきたいと思ひますし、当日は笑顔で皆さん方をお迎えしたいというふうに思っております。

私は今回はもうそういう形で、いろんな方が現在参画をしていただいております。町議会の各位におかれましては、視察等々でいろんなところを見ていただいております。したがいまして、今回の国体につきましては、おもてなしの心を持って、町民の皆様、これはボランティアとか、・・・を含みまず町民の皆様、そして町議会の皆様、そして町職員、ここが一丸となってやっていきたいと、そして、必ずや成功するというふうに確信をしております。そういう思いでやっていきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

町長、ありがとうございました。

ということで、国体関係最後になりますけども、こういう新聞に載ってた記事なんですけども、清流国体ですけども、敷地内に入るな、うちの駐車場だ、どこの人間だと地元の方が言われたそうです、応援者に。その応援者が岐阜って最低だねというような言葉を吐いたということで、やはり長与町、おもてなしの心で、長与って最高だねといえるような大会にさせていただきたいというふうに思います。

それで、あと大きな2番目の防犯施策について、質問をさせていただきます。

最近の振り込み、架空請求関係ですけども、少額の設定、金額設定を聞くことがあります。どのくらいかと言えば、3,000円とか5,000円とかというような話も聞いております。つついっとなければ、安心感から、お小遣い程度だから振り込んでしまうことが考えられます。こういった少額のもの、累計には必ず反映されてきてないかなと、上がってきてないかなというふうに思います。私も携帯でサイトに入っていて、録画のボタンをぼんと押した途端、請求5,000円でぼんと上がってきて、退出しようと思うたら、退出できませんというようなロックがかかっています。ということでね、私は慌てんやっただですけども、そのままもう知らん顔しておけば、そのままオーケーなんですけども、そういった少額関係に、金額の大きいのはいろいろと警察とか消費者センターとか、連携とって行われているように思いますけども、この少額の小さな金額に関してのどういった連携がとられているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策 (大津鉄治君)

課 長 今、御質問の少額のそういった架空請求とか、そういった対応でございますが、金額の多少にかかわらず、こちらの方の相談窓口とか、あるいは県のセンター、そういったところに相談がございましたら、そういった対応措置として、被害を未然に防止をしていくという対応がとられております。そして、ただ、今議員さんおっしゃるように、もう少額だから払ってしまったと、その件数については、当然相談がなければ、こちらの方に上がってまいりません。

ただ、心配するのは、1回そういった少額であれ、納めることによって、その人の情報が相手にわかってしまうと。それが二次災害、二次の被害とか、そういうおそれというものがございますので、そういったものについての、これは取り組みとしましては、そういった啓発活動の強化とか、そういったあるいは若年者については、若者、中高生向けのそういった消費生活読本とか、そういった冊子もございます。そういったもので取り組んでまいりたいというふうなことで考えております。

議 長 (山口経正議員)

5 番 2 番 2 番

5 番 (分部和弘議員)

わかりました。よろしくお願ひしていきたいというふうに思います。

次に、高齢者対策ですけれども、対策は確実に行われているように思いますが、全国的に被害を受けているのが現状ではあると思います。本町でも、独自の何か一步進めた未然防止対策というものをつくれなかなというふうに思っております。例えばですよ、ATMで支払うんじゃなくて、必ず銀行窓口で支払ってくださいとか、高齢者に関してはですね。逆に、振り込む前に派出所に1回立ち寄ってくださいとか、そういった何かブロックをかけていかんと、幾らこう注意喚起やっても、一向に減らないというのは、やっぱりそこを一步進めた何か対策が必要かなというふうに思いますけれども、そこら辺の対策関係は考えられてるか、お伺ひいたします。

議 長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課 長 (大津鉄治君)

高齢者向けの対策といたしましては、いろんなそういった講習会とか講座とか、そういうもので現在も行っておるわけですけれども、ただ、以前と違いますのは、今現在その生活相談に係る嘱託職員を配置をさせていただいております。以前できなかったそういった公民館講座の利用者、あるいは老人会の方々に対して、出前講座とか、そういったものもあわせて実施をさせていただいております。

それともう1点は、警察とも協議会をつくっておりますので、警察とも連携をしながら、そういった高齢者対策については今後も進めてまいりたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

5 番 (分部和弘議員)

わかりました。

次に、防犯カメラ関係に入っていきます。先ほど件数的には言われましたけれども、現在、防犯カメラの具体的な設置場所については、お伺ひできませんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課 長 (大津鉄治君)

現在、本町におきましては、まず長与駅の2階通路に2台、そしてエレベーターに各1台の4台を設置をいたしております。

そして、この管理につきましては、その所管をいたします担当課で管理をいたしております。ちなみに長与駅につきましては、管理課の方で管理をいたしております。それから、役場庁舎内の自動交付機に2台、住民課でございます。それから、役場駐車場、役場前の第一駐車場に1台、これは管財課でございます。それから、天満宮地下道中央部分に2台、それから階段に2

台、合計4台、管理課でございます。それから、総合公園、運動公園広場、多目的トイレに1台、スポーツ振興課でございます。それから、長与町第一浄水場並びに第二浄水場にそれぞれ3台、合計6台ですね、で水道管理技術者でございます。以上、18台でございます。

議長 (山口経正議員)
 分部議員。

5番 (分部和弘議員)

18台設置しているということですが、長崎県のガイドラインにいけば、防犯カメラは防犯カメラ稼働中の表示を行ってくださいというふうになっておろうかというふうに思いますけども、その設置状況は確実に行われておりますかね。

議長 (山口経正議員)
 スポーツ振興課長。

スポーツ (吉村邦彦君)

振興課長 先ほどの御質問ですけど、私ども総合公園の方では、防犯カメラ作動中ということで指示をしております。

議長 (山口経正議員)
 管理課長。

管理課長 (吉村 了君)

長与駅と高田の天満宮地下道ですけど、これについては設置はしておりませんので、表示はですね、それで今後、設置するようにしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
 管財課長。

管財課長 (山下多喜男君)
 お答えします。

役場駐車場につきましては、稼働中ということで表示をしております。

議長 (山口経正議員)
 生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部長 自動交付機につきましては、防犯のカメラというよりも、作動の誤りとか、そういうものを主に見るということを主体に置いておりますので、表示はしておりません。

議長 (山口経正議員)
 水道課長。

水道課長 (谷口一美君)

水道課の第一浄水場と第二浄水場に関しましては、あくまでも場内だけの監視ということで、そういった表示はしておりません。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
 分部議員。

5番 (分部和弘議員)
 わかりました。

この防犯カメラは、やはりカメラ稼働中ということで犯罪の抑止になっておるといふふうに思います。やはりその表示がなければ、もしカメラを見落とした場合、そこに何かの犯罪が起こる確率もありますよね、せっかくなつておるのにですね。いわば、それは監視の録画にしかないということになってしまいますから、あくまでも防犯という意味では、犯罪の抑止といふふうに私とらえてますんで、そこら辺の表示をしっかりとっていただいて、長与町から犯罪が起こらないようにカメラを利用していただきたいといふふうに思っております。

おまけに、これ私、長崎県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインということを出させていただきましたが、防犯カメラを設置していることの表示とちゃんとつたわってますんで、そこら辺はしっかり管理、運用していただきたいといふふうに思います。

まだ、ちょっと質問あるんですけども、ちょっと言っていけば長くなりまして、もうこれで終わりにしますけども、防犯カメラに依存するのではなくて、昭和の時代、思い出していただいて、向こう三軒両隣というような基本に立ち返って、やはり人と人とのつながり、きずなを大切にしていけば、犯罪もそうやって起きてこないのかなといふふうに思っております。ぜひ、本町におかれても、各種活動にそういった意味では人と人とのつながりを生かしていただいて、展開をお願いして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

質問ですかね、見解。見解。

5 番 (分部和弘議員)

いいです。

議 長 (山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 15時58分)